

第十四回 貴族院議事速記録第三十二號

裁可ヲ奏請シ及可決ノ旨衆議院ニ通知セリ

政府提出

鐵道營業法案

私設鐵道法案

產業組合法案

議事日程 第三十二號 明治三十三年二月二十三日  
午前十時十一分開議

第一 請願委員長報告

第二 感化法案(政府提出)

第三 水難救護法中改正法律案(衆議院提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 混成酒稅法中改正法律案(衆議院提出)

第六 酒造稅法中改正法律案(衆議院提出)

第七 登錄稅法中改正法律案(衆議院提出)

第八 清國杭州居留地道路開設ノ請願

第九 矢作川改修ノ請願

第十 郵便定期船寄港ノ請願

第十一 下田鐵道敷設ノ請願

第十二 多摩川治水費國庫支辨ノ請願

第十三 電信局設置ノ請願

第十四 復祿ノ請願

第十五 登記所増設ノ請願

第十六 小包郵便料復舊ノ請願

第十七 足尾銅山鑛毒被害ニ關スル請願

第十八 郡村編入換ノ請願

第十九 人造硝石製造補助ノ請願

第二十 燈臺設置ノ請願

第二十一 便便局設置ノ請願

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

〔小原書記官朗讀〕

昨二十二日本院ニ於テ可決シタル左ノ諸案ハ即日内閣總理大臣ヲ經由シテ

貴族院議事速記録第三十二號

明治三十三年二月二十三日

議長ノ報告

明治三十年法律第三十九號中改正法律案  
官設鐵道、郵便、電信、郵便及爲替郵便貯金ニ屬スル現金出納ニ關ス  
ル法律案  
明治二十三年法律第二十一號中改正法律案  
行政執行法案  
衆議院提出  
市制中改正法律案  
市制町村制中改正法律案  
教育所ニ在ル孤兒ノ後見職務ニ關スル法律案  
同日本院ニ於テ衆議院提出東京市區改正條例中改正法律案ヲ否決シタル旨  
上シタル旨衆議院へ通知セリ  
同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提出案ハ即日衆議院ニ回付セリ  
土地收用法案  
治安警察法案  
同日本院ニ於テ衆議院提出東京市區改正條例中改正法律案ヲ否決シタル旨  
衆議院ニ通知セリ  
同日衆議院提出所得稅法中改正法律案ヲ受領セリ  
委員長副委員長左ノ通り當選セラレタリ  
感化法案特別委員會  
委員長 伯爵吉井 幸藏君 副委員長 子爵仙石 政固君  
混成酒稅法中改正法律案外一件特別委員會  
委員長 子爵長岡 護美君 副委員長 江 新次君  
明治二十二年法律第三十四號中改正法律案特別委員會  
委員長 子爵曾我 祐準君 副委員長 久保田 讓君  
登錄稅法中改正法律案特別委員會  
委員長 伯爵德川 達孝君 副委員長 子爵内藤 政共君  
臨時帝國議會建物中舊御便殿保存費國庫補助ニ關スル建議案特別委員會

委員長 子爵曾我祐準君 副委員長 子爵鍋島幹君

外國ヨリ輸入スル鹹魚燻製魚及魚粕ニ關スル法律案特別委員會

委員長 子爵谷千城君 副委員長 男爵渡邊清君

帝國臣民ノ外國ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律案特別委員會

委員長 子爵曾我祐準君 副委員長 子爵岡部長職君

去二月二日本院ヨリ書留郵便ニ關スル請願ニ對シ報告ヲ要メタル件ニ付昨

二十二日政府ヨリ左ノ通牒ヲ受領セリ

書留郵便物ニ關スル損害賠償ニ關スル報告書別紙遞信大臣ヨリ提出ニ付及

御回付候也

明治三十三年二月二十二日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

書留郵便物ニ對スル損害賠償ニ關スル事項ハ郵便法案中ニ之ヲ規定セリ

右及報告候也

明治三十三年二月二十二日

遞信大臣子爵芳川顯正

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマス、請願委員長報告

〔野村素介君演壇ニ登ル〕

○野村素介君 請願委員長水野邊君が今日ハ所勞デ、私ガ副委員長ノ資格ヲ以テ報告ヲ致シマス、請願委員會ノ開會初日カラ昨日マデ受領致シマシタ請願ノ件數が五百二十一件アリマシテ、其中デ種類ノ同ジモノハ文書表ニ合併シテ居リマス總件數が以上三百六十九件アリマシタ、右ノ中デ院議ニ付スベシト議決致シマシタ總數ハ百二十一件アリマシテ、院議ニ付スルヲ要セズト議決ヲ致シマシタ分ハ二百四十五件アリマシタ、却下スベシト議決シタモノガ一件アリマシタ、デ今日ノ議事日程ニ上ボッテ居リマス分ハ此文書表ノ第六

第七第八回此三ツニ登載シテアリマス分デ、總件數が百十五件アリマシテ、其中デ院議ニ付スベシト議決致シマシタモノガ十九件アリマシタ、デ院議ニ付スベカラズト致シマシタモノガ九十六件アリマス、デ右ノ此十九件ノ中デ矢張リ一種類ノモノヲ合セテ登載シテアリマスデ、今日ノ日程ニ載ッテ居リマス分ハ十四件ニナリマシタ譯デアリマス

○子爵岡部長職君 昨日豫算委員ニ付託ニナリマシタ豫算案ハ議事散會後、豫算會ヲ開キマシテ調査ヲ終リマシテゴザリマス、議事日程ヲ變更シテ第一

ニ議サレムコトヲ希望致シマス

○伯爵大原重朝君 贊成

○松本鼎君 贊成

〔其他」贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 此際議事日程ヲ變更シテ昨日豫算委員ニ付託致シタ豫算ヲ議スルト云フ岡部子爵ノ動議ニ御異議ナクバ其通りニ致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十二年度歲入歲出總豫算追加

〔子爵岡部長職君演壇ニ登ル〕

○子爵岡部長職君 昨日豫算委員ノ方ニ付託ニナリマシタル豫算ノ明治三十二年度歲入歲出總豫算追加第四號、明治三十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加特第二號、明治三十二年度歲入歲出總豫算追加第一號、明治三十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加特第二號、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スルモノ追第二號、此五ツノ案ニ附キマシテ昨日段々調査ヲ仕リマシテアリマスルガソレソレ政府ニ向テノ質問モ終リ、總テ何ノ異議モナク衆議院ヨリ送付ニ相成リマシタル通り可決スベキモノト認メマシタノデアリマス、衆議院ニ於キマシテハ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スルモノ、之ヲ除キマス外ハ悉ク政府提出ノ通り可決致シマシテゴザイマス、豫算外ノ所ニハ少シク修正モアリマシタガ、是ハ政府ニ於テモ別ニ異存ガアリマセヌ趣デアツテ、唯今御報告ヲ申上ダマシタ通り豫算委員ニ於キマシテハ一ノ修正説モ出マセヌデアリマシタ簡短ニ御報告ニ及ビ置キマス、尙ホ委シク御尋ニナリマシタイコトガゴザイマシタラバ政府委員ノ方ニ御尋ナ願ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十二年度歲入歲出總豫算追加案、第四號、全部ヲ問題ニ供シマス……御異議ガナケレバ原案ニ決シマス  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、特第二號……御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナケレバ原案ニ決シマス、明治三十三年

度各特別會計歲入歲出豫算追加案、特第二號

「異議ナシ」ト呼フ者アリ】

○議長（公爵近衛篤磨君）然ラバ原案ニ決シマス、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スルノ件、追第二號

○議長（公爵近衛篤磨君） 御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

○議長（公爵近衛篤磨君） 感化法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、

特別委員長報告

〔伯爵吉井幸彌君演壇三登川〕

○子爵唐橋在正君 賛成  
〔其他「贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛篤麿君） 讀會省略ハ成立チマシタ

○田中源太郎君 委府委員ニ一應質問致シタウゴザイマスガ……

○議長（公爵近衛篤麿君） 是ニ附イテデスカ

○田中源太郎君 ハイ

○議長（公爵近衛篤麿君） 宜シウゴザイマス……チヨット待ッテ下サイ、讀會省略ニ同意ノ  
會省略ノ動議が成立ツテ居リマスカラ、是ノ決チ採リマス、讀會省略ニ同意ノ  
諸君ハ起立ヲ請ヒマス

○義理（八章）  
○起立者 多數

○讀長句辭送衛憲君三分之以上口誦八分之誦會八省畔二十九州

○田中源太郎君  
政府委員三質問致シマスガ、此第四條三ゴザイマスル  
「代

用感化院ト云フコトデゴザイマスガ、現在或ル團體ヲ以テ感化院ヲ立テマ

シテ、サウシテ府縣監獄費ノ内カラ補助シテ成立<sup>ツ</sup>テ居ル感化院ガアリマ

ス、此法案ニ據リマスルト第三條デ府縣ノ負擔トスルト云フコトニナツテ居

リマス、第四條デハ「代用感化院」云々ト云フコトニナツテ居リマス、代用感

化院ハ府縣ノ費用ヲ以テ補助スルコトが出來ル積リデアリマスカ、補助スル

コトハ出來ヌ積リテアリマスカ、其事ヲ一應御尋致シマス  
〔文子註〕  
〔文子註〕

〔政府委員小松原英太郎君演壇三登川〕

（政府委員）小林原英大貢君 御名到シマハナ  
（社説）ハナノ無詫占乃ハ

○田中源太郎君　出來ルト云フノデアリマスカ

○政府委員(小松原英太郎君) 出來ル積リデアリマス

○名村泰藏君 チヨウトート事御尋致シマス、第五條ノニデアリマス「懲治

「場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者」或國デ致シテ居ル所ノモノヲ見マスルト、此

第二ニ當ル所ノモノニ對シテハ監獄ニ費ス所ノ半額ヲ此感化院ニ遣ツテ居リ  
國會ニ辭・旨狀漫、一ノアーリ

マヌカ、此案三於テハ此府縣三國庫ガテ……國庫支辨三監獄費ハナリマシカラ矢張リ半分トカ或ハ三分ノ二トカ費用ヲ畫レ積リデアリマスカ、下シナ

六分矢弾、半分口六頭ハ三分ハ二  
都合三足ハナリマスモノノデアリマス

○政府委員(小松原英太郎君) 御答致シマスルガ、此感化院法ノ施行ノ爲ニ

ハ左程巨額ノ費用ヲ要シマス見込デモアリマセヌカラ、先づ府縣ニ悉皆負擔

サス積リニ出來テ居リマス

○名村泰藏君 ソレデハ國庫カラ補助ハゴザイマセヌカ

○政府委員(小松原英太郎君) 左様デゴザイマス

○伊澤修二君 チヨット本員モ質問シタインデスガ、此感化院ハ無論懲治ト云フヤウナ目的デハナクシテ、勿論感化遷善ノ效ヲ奏サシメルト云フ方ノモノデアリマスカラ、是ハ教育上ニ大ナル關係ノアルモノト云フコトハ申スマデモナイ譯デアリマスガ、此法案ヲ見マスルト云フト内務大臣ノ認可ヲ得テ云ト云フコトガ餘程見エテ居リマスケレドモ、此文部ノ方ノ關係ト云フモノハ少シモ見エテ居リマセヌカ、其事ニ附イテハ無論文部ト内部ト兩方ノ關係ノ事務ニナルノデアリマスカ、或ハ單ニ内務ノ事務ニ屬セシムルト云フ御考デアリマスカ、ソレヲチヨト承リダイ

○政府委員(小松原英太郎君) 御答ヲ致シマスガ、是ハ主トシテ内務ノ監督ニ屬スル積リデアリマス

○伊澤修二君 サウ致シマスルト云フト、是ハ此法案ノ第五條ニ據リマスレバ第五條ノ第一項ニ於テハ「満八歳以上十六歳未満」ト云フコトガゴザイマス、滿八歳ヨリ十二歳マデノ所ハ無論是ハ學齡兒童デアルノデアリマス、學齡兒童ト云フモノハ是ハ文部卽チ教育部ノ監督ニ屬スルモノト見ナケレバナリマセヌガ、是ヲシテ内務ノ專屬ニ爲サシムルト云フ御考デアルカ、ソレヲ

一つ承リタイ  
○政府委員(小松原英太郎君) 御答ヲ致シマスルガ、第五條ノ第一項ニ舉ダテアル如キモノハ迪モ學校ニ行クヤウナ種類ノ奴デハナインデゴザイマス、ソレデ感化院ノ如キ一種ノ所ニ是ハ入レルノデゴザイマスカラ、文部大臣ト協議ヲシテ此教育上ノコトハヤラヌケレバナヌ都合ニハナラウト思ヒマスガ、此感化院ナルモノハ主トシテ内務ノ監督ニ屬シテ適當ナモノデアラウト考ヘテ居ルノデアリマス

○伊澤修二君 本員ノ申スノハ其學齡兒童ニ關スルコトハ是ハ文部省ノ專管トシテ認メナケレバナラヌト思フ、感化院ニ入ル、モノトシテモ是ハ矢張リ法律上ニ依ルト學齡内ノ人デアリマスカラ、其事ニ附イテ内務省ノ專管ト云フコトニナサルト云フコトハ如何ナモノデゴザイマセウカ、無論是ハ文部内務兩省ノ仕事トナッテ、矢張リ十分ニ御協議上成立タナケレバナラヌカノ如ク思ハレマスガ、其所ヲモウ一度能ク承テ置キタウゴザイマス

○政府委員(小松原英太郎君) 學齡兒童ニ關シマスルコトハ無論文部ト協議

ナ致シテ取扱ハナケレバナラヌト思フ、併シ感化院ナルモノハ主トシテ内務ノ監監ニ屬シテ適當デアラウト見テ居ルノデアリマス

○伊澤修二君 本員ハ甚ダ政府委員ノ意見ニハ反対シテ居リマス、反対デヘアリマスケレドモ最早今日ハ意見ヲ申述ブルノ機會ハ茲ニ既ニ此讀會省略モ成立ツテ居ルコトデアリマスカラ今日ハ申述ベマセヌ、是ハドコマデモ文部ト内務トノ所轄ニナッテ、サウシテ是ハ矢張リ學校トツニ認メナケレバナラヌト云フ所デ、今日ソレダケノコトヲ一言申述ベテ置キマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案御異議ガナクバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○子爵曾我祐準君 議事日程ヲ變更サレマシテ帝國臣民ノ外國ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律案ノ委員會ノ報告ヲ致シタウゴザイマス

○子爵綿織教久君 贊成

○子爵岡部長職君 贊成

○松平正直君 贊成

○子爵岡部長職君 贊成

○議長(公爵近衛篤磨君) 曾我子爵ノ動議ニ御異議ガナクバ其通リニ致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 帝國臣民ノ外國ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

〔子爵曾我祐準演壇ニ登ル〕

○子爵曾我祐準君 帝國臣民ノ外國ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律案、右ノ審查委員會ハ今朝來開キマシテ委員ニ於キマシテハ可決スベキモノト一人ノ不同意者モナク議決致シマシタ、是ハ皆サン御承知ノ通りデ先達テ本院ヨリ大多數ヲ以テ建議ニナリマシタ所ノ釜山京城間ノ鐵道敷設、此建議が容レラレテ政府がソレヲ實行サレル日ニナリマスルト、ソレニ伴ウテ此法律ハ必要ナコトトナルノデアリマス、ソレハドウゾト申シマスルニ唯日本ニ制定サタル所ノ商法ニ致シマシテモ私設鐵道條例ニ致シマシテモ我が内地即チ日本帝國內ニ於テ敷設シ若クハ營業スルコトヲ目的トシテ立テタ法律デアリマス、今日日本ニ本社ヲ置イテ外國ニ鐵道ヲ敷設スルト云フ日ニ當リマシテ商法カラ見マシテモ又私設鐵道條例カラ見マシテモ若シヤ今度私設鐵道條例ガ變リマシテ鐵道敷設法ニナリマシタニ致シマシテモ、甚ダ適當セヌ箇條ガ多々

アリマス、ソレ故ニ別ニ勅令ヲ以テ特別ノ規程ヲ定メタト云フ即チ本案ノ趣旨デアリマス、ソレデ委員會ニ於キマシテハ是ハ勿論前ニ申シマシタ通り委員會ニ於キマシテハ一人ノ不同意者モナク可決致シマシタガ、委員會ニ於テハ斯ウ云フ論モ出マシタ、是ヒトリナラズ豈鐵道ノミナラムヤ、其他鐵道鑛業ノ如キ種々ノ法律モ日本國內ニ施行スル爲ニ作ッタ法律デハ不適當ナコトガアルニ相違ナイ、即チ外國ニ施行スルニ附イテ不都合ナコトガアルニ相違ナイ、ソレ等ハ皆改メタイノデアル、サリナガラ何分今日ハ議會が切迫シテ居ルニ依ツテソレ等ハ他日追ニ改メルコトトシテ、先ツ差懸ツテ此鐵道ニ關スルダケ即チ本案ヲ可決スルコトガ最モ適當デアテウ、斯ウ云フ議論モ委員會ニ出マシテ、此案ハ可決スルト云フコトニナリマシタ、マダ、外國坏ニモ即チ各國ノ臣民ガ他國ニ於テ鐵道ナリ鑛業ナリヲスル如キニ於テハ色々適當ニ内國ニ行フトハ違ツタ所ノ法律モアル趣デアリマス、日本デハ是が始メテデアリマセウガ、追ニ日本ノ權力ガ外國ニ溢レテ行クニ從ツテハ斯ノ如キ法律ハ追ニ必要ニナツテ來ヤウト思ヒマス、先ツ之ヲ第一トシテ此法律ヲ可決シタコトヲ希望スルノデアリマス、何分時日モ迫ツテ居リマスニ依ツテ幸ニ修正ノ御動議モゴザイマセネバ讀會省略ヲ以テ此案ヲ可決セラレムコトヲ希望スルノデアリマス

- 南鄉茂光君 讀會省略ニ賛成  
○子爵谷千城君 一言シテ置キマス、私ハ是ハ急グコトハナイ、ソレデ曾我君ノ御報告ニハ反對致シマス  
○子爵岡部長職君 讀會省略ニ賛成  
○子爵堤功長君 賛成  
○子爵錦織教久君 賛成  
○松平正直君 賛成  
○柴原和君 賛成  
○男爵金子有卿君 賛成  
○瀧兵右衛門君 賛成  
〔其他「賛成」ト呼フ者多シ〕
- 議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ノ動議ガ成立チマシタ、之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
- 議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス

○子爵曾我祐準君 本員ハ唯今ヨリ明治二十二年法律第三十四號中改正法律案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ退席ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) チヨット御待下サイ、是ノ採決ガ濟ミマセヌ、採決ヲシテカラノ方ガ宜カラウト思ヒマス

○子爵曾我祐準君 畏リマシタ

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ本案可決ト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 曾我子爵、御退席ニナツテ宜シウゴザイマス

○子爵鍋島直彬君 本員ハ印紙稅法中改正法律案ノ委員會ヲ是ヨリ開キタウゴザイマスガ、退席ヲシテ宜シウゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス

○子爵曾我祐準君 ドウカ明治二十四年法律第三十四號ノ委員諸君ハ委員室へ御出ヲ願ヒマス

○村田保君 私ハ兩方ノ委員デスカラ兩方ニ出ル譯ニイキマセヌカラ、ドウカ其御積リデ…

○子爵曾我祐準君 ソレデハ仕方ガナイ

○議長(公爵近衛篤磨君) 水難救護法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ載錄ス以下之ニ同シ〕

水難救護法中改正法律案  
右本院提出案及送付候也

明治三十三年二月二十一日  
貴族院議長公爵近衛篤磨殿

衆議院議長片岡健吉

第二十七條第一項中「所有者ハ」下及第二項中「拾得者ニ」ノ下ニ各「河川ニ漂流スル材木ニ在リテハ其ノ價格ノ十五分ノ一、其ノ他ノ」ヲ加フ

第二十四條第一項中「三日以内」ヲ「七日以内」ニ改メ第二項中「所有者ヨリノ下ニ「河川ニ漂流スル材木ニ在リテハ其ノ價格ノ十五分ノ一、其ノ他ノ」ヲ加フ

第三十五條ヲ第三十五條ノ一トシ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十五條ノ二 漂流ノ物件ニ對シ現存スル記號ヲ塗抹毀損シ若ハ新ニ

附記押捺シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

〔子爵長岡護美君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 長岡子爵ハ何デス

○子爵長岡護美君 私ハ混成酒稅法中ノ……

○議長（公爵近衛篤磨君） マダソコマデ行キマセヌ、本案ノ特別委員ハ議長ニ於テ指名シテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 混成酒稅法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

〔子爵長岡護美君演壇ニ登ル〕

○子爵長岡護美君 本日ノ日程ノ第五第六ノ二案ハ便宜ノ爲ニ兩案トモ續ケテ委員會ノ經過並ニ議決ノ次第ヲ御報道致サウト存ジマス、此委員會ハ昨日十時ニ開キマシテ政府委員ニ質問ハ數多アリマシタケレドモ、委員會ハ兩案共ニ全會一致ナ以テ可決致シタ次第ゴザイマス、此混成酒稅法中左ノ通改正ス」ソレカラ第二條第二項ノ次ニ一項ヲ加ヘル、販賣所ト云フ方ニハ第七條ノ保證物ト云フモノハ是ハ要スルト云フコトニナツテ居リマスルノテ、是ハ現行ノ酒造稅法ト是ダケノ關係ナ唯茲ニ掲ゲテ居ルダケノ次第デアリマスル、固ヨリ前ニ申上ゲタマス、ソレチ今度ハ混成酒モ製造所ヲ設ケテ居ルヤウナ所ノモノニハ矢張リ出サナケレバナラヌト云フコトニナリマスルノテ、是ハ現行ノ酒造稅法ト是ダケノ關係ナ唯茲ニ掲ゲテ居ルダケノ次第デアリマスル、固ヨリ前ニ申上ゲタマス、ソレカラ未文ノ所ノ第二條第二項ノ次ニ一項ヲ加ヘル、販賣所ト云フ方ニハ第七條ノ保證物ト云フモノハ是ハ要スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、ソレカラ未文ノリマスガ、是ハドウ云フ譯デアルカト云フコトニ尋ネテ見マシタ所ガ、此清酒稅ノ方ハ年度ガ十月ト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、併ナガカ混成酒ノ如キハ忽チ造ツテ忽チ賣ルヤウナ譯デアリマスカラシテ、ソレデ是ハ混成酒ニ關シテハ曆年ト云フコトニシタ次第デアルト云フコトデアリマス、ソレデ誠ニ取締上必要ナル是ハ案ト考ヘマスノデ、委員ハ全會一致ナ以テ可決シタ次第ゴザイマス、ソレカラ此酒造稅法中改正法律案即チ日程ノ第六ノ方ハ是ハ全ク此酒造稅法ノ第四十條ハ「府縣郡市若ハ稅務署管内ヲ一區域トシテ酒造組合ヲ設ケヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ數郡市若ハ稅務署管内ヲ一區域ト爲スコトヲ得」ト云フコトデ、舊ノ四十條ニナリマスト「府縣若ハ稅務署管内」一稅務署管内ヲ一區域トシテ其内デ營業人が組合ヲ設ケルノハ宜イノデスガ例ヘバ丁度東京市ノヤウナモノハ稅務署ガ四ツモアリマス、其四ツアレバ矢張リ舊ノ法律ノ儘ニシテ置キマスルト一署内ノ一區域ヨリ外ニ營業組合ヲ設ケルコトハ出來ヌコトニナルノデアリマス、今度ハズット廣イ方ト狭イ方トニ便利ナ置イテ例ヘバ一市内ニ二稅務署ガアレハ其ニツノ稅務署ニ掛ルコトヲ合セテ一區域トシテ營業組合ヲ設ケルコトノ便ヲ與ヘルノデ、是ハ營業者ニ取ツテハ非常ニ便宜ナ得ルノデアリマス、ソレデ全クサウ云フ譯デアリマシテ兩案トモ誠ニ明瞭ナ次第デアルト委員ノ方デハ考ヘマシタ次第デアリマス、ドウカ諸君モ御賛成ナサイマシテ讀會省略直チニ可決アラムコトケルノデハアリマセヌ、矢張リ製造ヲ幾ラカスル所ノ者ニ此一箇毎ニ月稅金五圓ト云フモノヲ課スルコトニナルノデアリマス、是ハ衆議院提出ノ案デアリマスルガ、今日ノ取締上誠ニ必要ナ案ト政府モ認メテ最モ賛成ナ致サル、所ノ案デアリマス、唯今申上ゲル通リ小瓶ノ正宗ノヤウナモノハ製造ハ何處デヤルカ、何處デ造ルカ分ラヌヤウナモノガアリマスノデ、ソレデ御覽ノ通りニ改正シマシタノハ、ソレ等ノ取締上便利ナ得ル爲ニ斯ウ云フ條項ヲ加ヘ

〔希望シマス〕

〔村田保君森山茂君發言ノ許可ヲ求ム〕

○子爵長岡護美君 ドウゾ御一人宛願ヒマス

○村田保君 此混成酒稅法ト申シマスルモノハ第二條ニ「混成酒ヲ製造シテ」云々ト云フコトガアリマシテ、今マデ製造場ハ何處ニ製造場ガ有ラウガ無カ

マシタノデアリマス、ソレカラ第七條デアリマスガ、是ハ澤山條項が變ツテ居リマスケレドモ、是ハ矢張リ今マデノ清酒ノ方ニハ其製造スル者カ保證物ヲ出サナケレバナラヌト云フコトニナツテ居リマスガ混成酒ニナカッタノデアリマス、ソレチ今度ハ混成酒モ製造所ヲ設ケテ居ルヤウナ所ノモノニハ矢張リ出サナケレバナラヌト云フコトニナリマスルノテ、是ハ現行ノ酒造稅法ト是ダケノ關係ナ唯茲ニ掲ゲテ居ルダケノ次第デアリマスル、固ヨリ前ニ申上ゲタマス、ソレカラ未文ノ所ノ第二條第二項ノ次ニ一項ヲ加ヘル、販賣所ト云フ方ニハ第七條ノ保證物ト云フモノハ是ハ要スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、ソレカラ未文ノリマスガ、是ハドウ云フ譯デアルカト云フコトニ尋ネテ見マシタ所ガ、此清酒稅ノ方ハ年度ガ十月ト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、併ナガカ混成酒ノ如キハ忽チ造ツテ忽チ賣ルヤウナ譯デアリマスカラシテ、ソレデ是ハ混成酒ニ關シテハ曆年ト云フコトニシタ次第デアルト云フコトデアリマス、ソレデ誠ニ取締上必要ナル是ハ案ト考ヘマスノデ、委員ハ全會一致ナ以テ可決シタ次第ゴザイマス、ソレカラ此酒造稅法中改正法律案即チ日程ノ第六ノ方ハ是ハ全ク此酒造稅法ノ第四十條ハ「府縣郡市若ハ稅務署管内ヲ一區域トシテ酒造組合ヲ設ケヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ數郡市若ハ稅務署管内ヲ一區域ト爲スコトヲ得」ト云フコトデ、舊ノ四十條ニナリマスト「府縣若ハ稅務署管内」一稅務署管内ヲ一區域トシテ其内デ營業人が組合ヲ設ケルノハ宜イノデスガ例ヘバ丁度東京市ノヤウナモノハ稅務署ガ四ツモアリマス、其四ツアレバ矢張リ舊ノ法律ノ儘ニシテ置キマスルト一署内ノ一區域ヨリ外ニ營業組合ヲ設ケルコトハ出來ヌコトニナルノデアリマス、今度ハズット廣イ方ト狭イ方トニ便利ナ置イテ例ヘバ一市内ニ二稅務署ガアレハ其ニツノ稅務署ニ掛ルコトヲ合セテ一區域トシテ營業組合ヲ設ケルコトノ便ヲ與ヘルノデ、是ハ營業者ニ取ツテハ非常ニ便宜ナ得ルノデアリマス、ソレデ全クサウ云フ譯デアリマシテ兩案トモ誠ニ明瞭ナ次第デアルト委員ノ方デハ考ヘマシタ次第デアリマス、ドウカ諸君モ御賛成ナサイマシテ讀會省略直チニ可決アラムコト

ラウガ、何處デ造ラウガ製造場ノ有無ヲ問ハズシテ石數ニ應ジテ一石金十三圓ノ割合ヲ以テ造石稅ヲ課スト云フコトニナツテ居リマス、所ガ今度ハ製造場ヲ特ニ設ケルト云フコトニ此案ニハナツテ居リマス、何ゼト申シマスルニ特ニ製造場ヲ設ケズ店頭其他ノ場所ニ於テ混成酒ヲ造ッタ者ト斯ウナツテ居リマスカラ、製造場ノ外デ造ル者ト製造場ヲ設ケテ造ル者トノニツノ區別ガ付ク、製造場ヲ設ケテ造ル者ハ造石稅ヲ課スル、製造場ヲ設ケテ造ル者ハ一箇毎ニ毎月金五圓ヲ課スルトスウ云フコトニナル、ソレハドウ云フモノデゴザイマセウカ、此文デ見マスト製造場ヲ設ケズ店頭其他ノ場所ニ於テト云フコトニナリマスト大變範圍ガ廣クナル、其他ノ場所デ製造シマスカラ今マデ製造場デナイ其他ノ場所デ製造ヲスルノト今マデノ所ト區別ガ出來ヌヤウニ見エマスガ、其邊ハ如何デゴザイマセウカ、ソレト此主意ト申シマスノハ此店頭デ拘ヘタモノハ稅ガ掛ケラシテソレデ此罰金ヲ課スル主意デアリマセウガ、所ガ此案デ見マスルト裏カラ考ヘテ見マスルト却ッテ稅ヲ免ル、者ガ澤山出來ハシナイカト云フ考ナ持ッテ居リマス、何ゼト申スニ此其他ノ場所ニ於テ澤山造リマシテモ是ハ製造場デナイカラ毎月五圓デ濟ミマスガ、併ナガラ製造場ト云フト造石稅ヲ一石ニ附イテ十三圓掛ケラレル、ソレガ苦シイカラ製造場ト言ハズシテ其他ノ場所テ以テ澤山造リマスガ、一箇月ニ何石造り出シテモ五圓デ濟ムト云フヤウナ裏カラ一ツ弊害ガ出來ナイ、製造場ノ有ル無シニ拘ラズ何處デモ造レバ十三圓ノ割合デ稅ヲ掛ケルコトガ出來マス、製造場ノ有無ヲ問ハヌ然ルニ斯ウ云フヤウニ製造場ノ有無ヲ問フトドンナニ造リ出シテモ宜イト云フコトニナルガ、ソレ等ノ取締ガ出來マスカ、ソレヲ一ツ伺ヒタイソレカラ聊ノコトデアリマスガ「第四條ヲ第四條ノ一トシ次ニ左ノ一條ヲ加ブ」第四條ノ一ト云フコトヲ云ハナイデモニ一チ加ヘレバニ一ト云フモノデ分ル、此次ニ二ヲ加ヘレバニ一ト云フコトガアルカラ元ノ第四條ニ四條ノ一ト云フ字ヲ加ヘズト宜イ、登録稅モサウナツテ居ル、登録稅ノ十九條云々、第十九條ノ二ト云フモノガ出來テ居ル、サウ云フヤウニ今日ノ文例ハナツテ居リマスガソレハ如何デアリマスカ、外ノ法律ガ皆サウ云フ風ニナツテ居ル、ソレカラ尙ホ一ツ附加ヘテ伺ヒタイ、此頃衆議院カラ出マスル案ハ咄嗟ノ間ニ色ムモノが出マスガ、隨分昨日アタリモ餘程無法ナ法律案ガ續々出テ來ルカラ隨分外ノ法律等モ十分調テセヌデ出ルモノモアリマスカラ委員會ニ於キマシテ其邊ハ十分御調査ニナリマシタカ、ソレヲ伺ヒタイ

○子爵長岡護美君 委員會モ今村田君カラ御尋ノ「店頭其ノ他ノ場所ニ於テ」ト云フコトハドノ位ノ區域ニナルカ、是ハ少シ漠然デハナイカト云フコトナ昨日政府委員ニ委員ノ中カラ段々御質問ガアツタノデアリマス、併ナガラ其事ニ付イテハ政府委員カラ段々御話モアリマシタガ、先ヅ繩暖簾トカ銘酒屋ト云フヤウナ所デ其區域ノ制裁ニ附イテハ餘程政府委員ノ方デモ答辯ガマダマデノ酒稅ノ方デ此邊ノ區域が分ッテ居ルコトデアルカラト云フヤウナ御話モアリマシタシ、ソレデ別ニ仔細モアルマイカト本員等ハ考ヘタノデアリマス、此製造場ヲニツニ分ケマシタノハ全ク前ニ申上ゲタ小堀正宗ノヤウナモノナ製造スル、サウ云フ其製造場ノ分ラヌヤウナ所ガアル由デアル、ソレデ其製造場ノナイヤウナ所ノモノハ餘程取締ヲセネパナラヌヤウナ譯デアルカラシテ、唯是マデノ通り造石稅デ立派ニ製造場ノアル所ノモノダケニ課シテ置クト、ドウモ取締上ガ片方ノ其分ラヌ製造ヲシテ販賣スルヤウナ者ノ取締ガ付カヌカラ、ソレデ是ハ別ニ月稅五圓ヲ課スルト云フ、斯ウ云フ内閣委員ヨリノ話デアリマシタ、ソレカラ先ノ第四條ノ一號トカニ二號トカ云フモノハ是ハ村田君ノ御考ガサウナラバサウ云フ御修正ニナツテ宜イ、是ハ文章ノ話ト考ヘマスカラ別ニ御答辯ハ致シマセヌ、尙ホ精細ノ手續ノ御尋ナラバ此事ハ内閣委員ニ御尋ニナツタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○村田保君 ソレデハ御尋ハ致シマセヌガ、本員ハ意見ヲ吐キタイ、本員ハ此酒造稅法ノ方ハ異議ハ申シマセヌ、混成酒ノ方ハ之ガ爲ニ餘程弊害ヲ生ズルダラウト思ヒマスカラ、是ハ此議會ニ斯ウナランデモ宜カラウト存ジマス、ソレノミナラズ先程申ス通り隨分衆議院ノ案ハ咄嗟ノ間ニ色ムモノが出マスカラ、ドウカ議員ニ於テ一人ノ反對モナイナラ免ニ角、反對ノアルモノハ成ルベク此急ナ場合ニ通過ニナラヌコトヲ本員ハ希望シマスカラ是ハ否決ニナラムコトナ望ミマス

○子爵長岡護美君 村田君ハ兩案共ノ御積リデアリマスカ

○村田保君 片方ハ異存ハゴザイマセヌ、酒造稅ノ方ハ……

○議長(公爵近衛鶴磨君) 混成酒稅法中改正法律案、本案第二讀會ニ移スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(公爵近衛鶴磨君) 少數ト認メマス、案本ハ否決ニナリマシタ、酒造稅法中改正法律案

貴族院議事速記録第三十二號 明治三十三年二月二十三日 酒造稅法中改正法律案 第一讀會ノ續

〔伯爵德川達孝君發言ノ許可ナ求ム〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 德川伯爵ハ少シ御間違デハアリマセヌカ

○伯爵德川達孝君 登録稅……

○議長(公爵近衛篤磨君) マダソコマデ行キマセヌ、酒造稅法中改正法律案ハ讀會省略デ如何デゴザイマセウ

〔讀會省略ニ賛成ト呼フ者多シ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ讀會省略ト認メマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案御異議ガナクバ原案ニ決シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 登錄稅法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

〔伯爵德川達孝君演壇ニ登ル〕

○伯爵德川達孝君 登錄稅法中改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報道ニ及ビマス、此委員會ハ昨二十二日正副委員長ノ選舉ヲ行ヒマシテ、引續キマシテ會議ヲ開キマシタ、此案ハ御承知ノ通リ衆議院ヨリ提出ニナリマシタ案デ

ゴザイマシテ、此十九條ノ二號ト云フモノハ現行法ニハドウ云フコトガ書イテアルカト申セバ「公立ノ學校病院及養育院ノ所有ニ係ル不動產ノ登記」是ハ

登錄稅ヲ課セナイコトニナツテ居ル、其二號ガ原案ノ如ク改正ニナル譯デアル

其第十九條ノ三號ノ「公園」ト云フ文字ハ十九條二號ガ改正サレル以上ハ其中ニモウ「公園」ト云フコトハ含ンデ居ル、故ニ第三號ノ「公園」ノ字ハ削除シテ

差支ヘナイ、斯ウ云フ主意デ此案ハ提出ニナッタ譯ダサウデアリマス、此案ハ

衆議院カラ提出ニナッタ案デゴザイマスガ、政府委員ニ應質問ガゴザイマシ

タ所が政府委員ニ於キマシテハ此改正ニ同意致シマシタ、ノミナラズ昨年本院ニ於テ可決ニナリマシタ所ノ府縣郡市町村其他公共團體ノ免除ニ關スル法

適當ノ改正デアルト云フコトデ政府ニ於テモ賛成サレマシタ、委員會ニ於キ

マシテモ多少質問モゴザイマシテ審議ヲ盡シマシタ所、何ノ異論モナク原案ノ通り全會一致テ以テ可決ニナリマシタ次第デアリマス、右ノ如ク異議モナ

ク可決ニナリ且又此案ハ御承知ノ通り簡單ノ案デモゴザイマスルカラ委員會

ノ議決ニ御賛成アツテ讀會省略ナ以テ直チニ可決アラムコトナ希望致シマス

○子爵錦織教久君 讀會省略ニ賛成

○男爵渡邊清君 賛成

○西村亮吉君 此十九條ノ第二號ヲ改正スルト云フコトニナリマスルト「其

ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル」ト云フト大變廣イモノノヤウニナルヤウデアリマスガ、是ハ商業會議所トカ、私立學校トカ右等ノモノノ不動產ノ登記ハ皆免除スルト云フコトニナルノデアリマセウカ、又第三號ノ「公園」ト云フノ削ッタノハ公園ハ登記スルト云フ譯ニナリマスカ、其邊ハドウ云フノデアリマスカ

○伯爵德川達孝君 西村君ニ御答シマスガ、今ノ御質問ハ御尤デゴザイマス、成程斯ウナルト大層廣イヤウデアリマスルガ、商業會議所トカ云フモノハ此中ニハ屬シテ居ラヌカト存ジマス、尙又委シイコトハ政府委員ヘドウカ御質問ヲ願ヒマス

○西村亮吉君 政府委員ニ質問ヲ致シマスルガ、此「其ノ他公共團體」ト云フト大變廣クナルヤウニ思ハレルガ、是ハドノヤウナ物ヲ指スノデゴザイマスカ

カ、其邊ヲ明ニ御説明ヲ願ヒマス

〔森山茂君發言ノ許可ナ求ム〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 森山君ハ何デスカ

○森山茂君 私ハ委員ノ一人デゴザイマスガ……政府委員デゴザイマスカ、ソレナラ宜シウゴザイマス

〔政府委員目賀田種太郎君演題ニ登ル〕

○政府委員(目賀田種太郎君) 西村君、失禮デゴザイマスガ、少シ御質問ノ要領ガ分リマセヌカラモウ一度

○西村亮吉君 此「其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル不動產ノ登記」ト云フ

ト大變廣ク掛ルヤウニ思ヒマスガ、一體他ノ公共團體ト云フヤウナモノハドノヤウナモノヲ指シテ言フノデアリマスカ、商業會議所ト云フヤウナ所モ公共團體ノヤウニ思フテ居ル、ソレカラ三號ノ「公園」ヲ削ルト云フコトニナルト、公園ハ登錄稅ヲ取ルコトニナリマスカ、ドウ云フ譯デゴザイマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 御答致シマスガ、商業會議所ヲハ籠ラヌノデ

アリマス、矢張リ法律ニ於テ自治體ト云フヤウナ權能ヲ持テ居リマスル團體ヲ指シマスルノデ、市町村以外デアリマスレバ例ヘバ北海道ノ區デアルトカラ云フ類ヲ指シマス、ソレカラ又公園ハ市町村ノ公用ニ供スル不動產デアリマ

スカラ、現行法ニハゴザイマスケレドモ、此度修正ニナツテ是ハ除クコト  
ナニツテ居リマス、即チ矢張リ此度ノ修正案ノ公用ニ供スル不動産ノ中ニ  
籠ルコトニナツテ居リマス

○男爵西五辻文伸君 読會省略ニ贊成致シマス

○伯爵大原重朝君 贊成

○鳥越貞敏君 贊成

○南郷茂光君 贊成

○野村恆造君 贊成

○田村耕平君 贊成

○高橋喜惣治君 贊成

○松永安彦君 贊成

○子爵本莊壽巨君 贊成

○松本鼎君 贊成

○松永安彦君 贊成

○高橋喜惣治君 贊成

○松永安彦君 贊成

〔其他「贊成」ト呼フ者多シ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 読會省略ノ動議ガ成立チマシタ、之ニ同意ノ諸君

起立者 多數

○議長（公爵近衛篤磨君） 三分ノ二以上ト認メマス、讀會ハ省略ニナリマシ  
タ……本案ニ御異議ナクバ原案ニ決シマス

○伯爵清棲家教君 此際ニ議事日程ヲ變更サレマシテ市制町村制中改正法律  
案ノ議事ヲ御開キニナラムコトヲ希望致シマス

○伯爵大原重朝君 贊成

○子爵堤功長君 贊成

○議長（公爵近衛篤磨君） 清棲伯爵ノ動議ニ御異議ガナクバ其議事ニ移リマ  
ス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 市制町村制中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ  
續、特別委員長報告

〔「伯爵清棲家教君演壇ニ登ル〕

○伯爵清棲家教君 市制町村制中改正法律案委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告

申上ゲマス、此法案ハ昨日委員會ヲ開キマシテ政府委員ニモソレヅレ質問ヲ  
致シマシテゴザイマスガ、諸君ノ御手許ニゴザイマスル如ク衆議院ノ提出案  
テハソレラノ條項ハ削除ニナツテ居リマス、ソレ故ニ市制或ハ町村制ニ於キ  
マシテハ其條文ニ依リマシテ、今日實施ニナツテ居リマス所ノ府縣制ニ於キマシ  
テハソレラノ條項ハ削除ニナツテ居リマス、ソレ故ニ市制ナリ町村制ニ於キマシ  
テハ七分ノ一ト云フ所ニ於キマシテ即チ附加稅ヲシテアリマス、ソレヲ此度ハ即チ  
五分ノ一ニ改メルト云フコトデアリマシテ、即チ市制ナリ町村制ニ於キマシ  
テハ七分ノ一トゴザイマスト即チ十四錢幾ラト云フモノニナリマス、ソレヲ  
此度五分ノ一ニ改メマスルト即チ二十錢ト云フコトニナルノデゴザイマス、  
故ニ政府ニ於キマシテハ府縣制ナリ郡制が改正ニナリマシテ其條項ニハ此條  
文ヲ省イテゴザイマシタ故ニ、市制ナリ或ハ町村制ナリマス、ソレヲ  
ルノ考デアッタサウデゴザイマスルナレドモ、或ル都合ニ依リマシテ此度ハ  
提出ナセヌコトニナツテ居リマス、ソレ故ニ政府ニ於キマシテモ衆議院ノ提出  
案ニ於キマシテハ別段ニ不同意ハナイ、斯ウ云フ政府ノ意向デアリマスル  
カラ、委員會ニ於キマシテモ色々審査ヲ致シマシタケレドモ、衆議院ノ提出  
案ニハ別段ニ不都合ハナカラウト云フ所ニ以チマシテ、委員會ハ全會一致ヲ  
以テ可決スベキモノト之ヲ認メマシテゴザイマスル、故ニ諸君ニ於キマシテ  
モ委員會ノ決議通り御贊成アラムコトヲ望ムノデゴザイマス、尙ホ簡單ナ案  
デゴザイマスカラドウカ讀會ヲ省略シテ速ニ決了アラムコトヲ望ミマス

ガ、假ニ此東京市ノ如キニナルトドノ位ノ額ニ上リマスカ

〔政府委員柴田家門君演壇ニ登ル〕

○政府委員(柴田家門君) 御答致シマスガ、此昨年ノ改正以前ノ府縣制ノ規定ニ依リマスト東京市ノ如キハ七分ノ三、二五、之ヲ金額ニシマスト云フト地租一圓ニ附イテ四十六錢ニ二厘程ハ許可ヲ受ケズニ取ルコトガ出來マシタ、然ルニ府縣制改正ニ此條文ガナクナッタ爲ニ今後市稅ヲ取りマスニ附イテ八十四錢三厘以外ハ許可ヲ受ケナケレバナラヌコトニナッテ非常ニ手

分ノニナッテモ少シモ増額ハ致シマセヌノデアリマス、ソレダケ御答致シ

テ置キマス

○子爵堀田正養君 ソレナ御尋スルノデハナイノデ、五分ノ一ト七分ノ一ノ差ヲ伺フノデ、現在市ガ取ッテ居ル所トノ差ヲ伺フノデハアリマセヌ

○政府委員(柴田家門君) 東京市ノ市稅ノ全額ヲ御聞キニナルノデアリマスカラ

○子爵堀田正養君 是ガ七分ノ一ト云フコトニナッテ居ルノガ五分ノ一トナレバ、東京ノ如キハドノクラヰ市稅ガ違ヒマスカ

○政府委員(柴田家門君) 唯今チヨット東京ノ市稅ノ調持ッテ居リマセヌカラ御卽答致兼ネマスガ、兎ニ角現在ハ此以下デアルト云フコトヲ申シテ置キマス

○子爵錦織教久君 讀會省略ノ動議ハ成立ツテ居リマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) マダ成立チマセヌ

○子爵錦織教久君 私モ贊成致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ノ動議ガ成立チマシタ、之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

○議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上トハ認メラレマセヌ

○村田保君 本員ハ政府委員ニ質問致シタイガ此増稅ガナケレバ市制ガ成立タムトカ或ハ町村制ガ成立タムト云フヤウナ理由ガアリマスカ、是非之ヲ設ケナケレバナラムト云フ理由ヲ承リタイ

○政府委員(柴田家門君) 唯今ノ村田君ノ御問ハ之ヲ增稅ト認メテノ御質問デアリマスカ

○村田保君 其必要ノ點ハドフ云フ所ニアルカト云フコトヲ問フノデス

○政府委員(柴田家門君) 是ハ政府ガ必要ト認メテ提出シタト云フノデハアリマセヌガ

衆議院ノ主

意ハ三市ニ於テハ七分ノ三、二五、其他ニ於テハ七分

ノ一、五マデハ許可ヲ受ケズニ附加稅ヲ取ルコトガ出來タノニ、昨年府縣制改

正ノ爲ニ七分ノ一以上ハ皆許可ヲ受ケナケレバナラヌコトニナッテ非常ニ手數ガ掛ル、全國市町村ノ半分以上ハ舊ノデサヘモ許可ヲ受ケテ手數ヲ掛ケテ居ルニ是ガ七分ノ一デハ尙更手數ガ掛ルカラ其許可ヲ受ケヌヤウニシタイ

ト云フ主意ヲ以テ衆議院デ提出ニナッタノデ、ソレニ對シテハ政府モ舊ガ其通りデアッタカラ一向賦課ヲ増スノデモナイ、唯手數ヲ減ズルノデアルカラ別

ニ不同意ハナイト云フ主意デアリマス

○村田保君 ドウモ手數バカリデハナイ、七分ノ一ガ五分ノ一トナレバ増加スルニ違ヒナイト思フ

○政府委員(柴田家門君) 御答致シマスガ、詰リ許可ヲ受ケテ賦課シナケレバナラヌ制限ノコトデ、其以上ト雖モ許可ヲ得レバ幾ラデモ賦課スルコトガ出来ルノデアリマスカラ増額ト云フコトデハナイノデス

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案ヲ二讀會ニ移スベキヤ否ヤノ決ヲ採リマス、二讀會ニ移スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス

○伯爵清棲家教君 議事日程ヲ變更シテ直チニ二讀會ヲ開カレムコトヲ希望シマス

○子爵錦織教久君 贊成

○議長(公爵近衛篤磨君) 直チニ二讀會ヲ開タニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ二讀會ニ移リマス、御異議ガナクバ原案ニ決シマス

○伯爵清棲家教君 議事日程ヲ變更シテ直チニ二讀會ヲ開カレムコトヲ希望シマス

○子爵錦織教久君 贊成

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ二讀會ニ移リマス  
〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 御異議ガナクバ原案ニ決シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○子爵谷干城君 此際ニ於キマシテ議事日程ヲ變更セラレテ昨日委員ニ付託セラレタ外國ヨリ輸入スル鹹魚云々ノ法律案ヲ議セラレムコトナ希モシマス

○伯爵大原重朝君 贊成

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 御異議ガナクバ谷子爵ノ動議ニ決シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○田中芳男君 唯今ソレデハ外國ヨリ輸出スル鹹魚ニ關スル法律案ニ移リマス  
○議長（公爵近衛篤磨君） サウデス、是カラ宣教シマス、外國ヨリ輸入ス  
ル鹹魚燻製魚及魚粕ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員  
長報告

〔子爵谷干城君演壇ニ登ル〕

○子爵谷干城君 此法律ニ於キマシテ 御承知ノ通り極ク簡單ナ法律案デゴ  
ザンスルデ昨日會議ヲ開キマシテ審議ナシマシテゴサンスルガ、委員一統少  
シモ異議ナク此法律ハ適當ナ法律デアルカラシテハ可決スベキモノト決シマ  
シテゴサンスル、ソレデドウゾ諸君ニ於カレマシテモ十分此委員ノ報告ヲ御  
信用セラレテ可決アラムコトナ希モシマス、デ抑、昨年ハ一割五分ノ稅ヲ全  
廢シヤウト云フ案モ出マシテ、其際ニ本員杯ハ絶對ニ反對ナ致シテトウトウ  
潰レタコトガゴサンシタガ今日ハソレデ昨年本員杯ガ委員會及本會デ申シマ  
シタヤウニ誠ニ面白カラザル結果ヲ生ジテ參サダノデアル、就イテハ此法律案  
ハ目下ノ所最モ必要ナ案ト認メラレマスル、ソレカラシテ此「但シ此ノ稅率  
及其ノ毎年ノ施行期間ハ勅令ナシテ之ヲ定ム」ト云フ所ニ於キマシテモ餘程  
融通ガツイテ居リマスルノデ、トシト遺憾ノナイ法律、今マデ出タ中デ極ク結  
構ナ案ト思ヒマスカラ、ドウゾ是亦讀會省略セラレマシテ、衆議院案ノ通り  
ニ可決セラレムコトナ希モシマス

〔「讀會省略」ト呼フ者多シ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 讀會省略ノ動議が成立チマシタ……

〔辻新次君發言ノ許可ナ求ム〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 探決致シマスカラ……之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長（公爵近衛篤磨君） 三分ノ二以上ト認メマス  
○辻新次君 唯今委員長ノ御報告デハ、政府ガ同意シタカ同意セヌカト云フ  
コトハ聞キマセヌガ、定メシ同意サレタコトデアラウト思ヒマス、チヨット  
政府委員ニ一應御尋シテ置キタイノデアリマスガ、此法律案ニハ此稅率及其  
毎年ノ施行期間ハ勅令ナシテ之ヲ定メルト云フコトニナツテ居リマスガ、大  
凡イツ時分ノ見込デアリマスカ、略、承リタイ、ソレカラモウ一つハ餘程此稅  
ガ重イ、重イニ附イテハ大分此事業ニ關係シタ者ニ影響ナ及ボスト云フコト  
ガ何カ端書杯ガ大分來テ居ルヤウデアリマスガ、サウ云フコトニハ少シモ懸  
念ハナイノデゴザイマスカ、念ノ爲ニ一應承ッテ置キタイ

○田中芳男君 此事ニ附キマシテハ特別委員長ニモ伺ヒタイコトモアリ、又  
政府委員ニモ御尋シタウゴザイマスガ、若シ御尋シテ且ツ意見ナ述べヤウト  
シマスレバ忽チ外交ニ關係スルト云フコトニナリマシテ、甚ダ憚ラニヤナラ  
ヌコトガ多ウゴザイマス、就キマシテハ此會議ハ祕密會ニ致シタイト考ヘマ  
スガ、滿場諸君若シ御贊成下サルナラバ是非祕密會ニシテ意見ナ述べ且ハ御  
尋シタイコトモゴザイマス

〔男爵伊達宗敦君〕 私ハ祕密會ニハ反對ダ、此案ハ外交ニ關スルコトハ  
更ニ現レテ居ナシ、若シ田中君ニシテサウ云フコトナ御考ヘニナルナ  
ラバ、ソコハ差支ノナイヤウニ、雄辯ナル田中君ノコトデアルカラ、  
憚ル所ノナイヤウニ御述ベニナツタラ宜カラウ、祕密會ニハ大不同意  
ダト述フ

〔村田保君〕 本員ハ田中君ニ贊成スル、サウデナイト議場デ色ミノコト  
ヲ御尋スルト云フコトニナルト、田中君ノ言ハレタ通リ面白クナイコ  
トガ段々出ルカモ知レマセヌカラ、本員杯ハドチラニ贊成シテ宜イカ、  
チト躊躇シテ居ル位デ、一方デハ重稅ヲ課シタイト云ヒ、一方デハ課  
サレテハ困ルト云フコトデアリマスカラ、段々此鹹魚業者ニ關係ガア  
リマセウカラ是ハ祕密會ニト述フ

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○子爵谷干城君 段々政府委員ニ政府委員ニト云フコトデアリマスガ、大抵ノコトナラ私ガ御答が出來ル、ト云フモノハ昨年カラ私ガ豫言シタヤウニナッテ來テ居ルカラ、其様ナ外交ニ喧マシイモノハナイト思フ、最早讀會省畧モ成立シテ居リマスカラ、少數ノ御方々ノ御議論ノ爲ニ是ガ通過セヌノモ遺憾デアリマスカラ、成ルベクハ即決ノ動議ガ出テ居リマスカラ採決ヲ願ヒマス

○穗積八束君 谷君ガ委員長デアリマスカラ一言御尋ナ致シマスガ、此税率ハ勅令ナ以テ之ヲ定ムト云フコトニナッテ居リマスガ、税率ハ憲法ノ六十二條デ法律ナ以テ之ヲ定ムト云フコトニナッテ居リマスガ、谷子爵ハソレハ差支ナイト云フ御考デ可決ニナリマシタノデアリマスカ伺ヒマス

○子爵谷干城君 御答致シマス、私ハ一向法律家デナイカラシテ、法律ノコトハ存ゼヌノデ、併ナガラ即チ是ガ決シタナラバ法律デ以テ是ダケノ權ナ勅令ニ委任スルノデアルカラシテ、私ノ考デハ是デ支ヘハナイト思フ、併ナガラ是ハ法律ノ争ハ私ガドウモ相手ニナルコトハ出來ヌ、ソレダケナ御斷リナシテ置ナマス

○男爵尾崎三良君 チヨット谷君ニ御尋スルガ、一向此利害ハ十分ニ研究セヌノデアリマスルガ、所ガ此我が國民ニシテ東察加邊へ漁獵ニ行ッテ之ヲ鹽漬ニシテ持ッテ歸ラウト云フ、既ニ其仕度ナシテ居ル者ガ、此法律が出来ルト其業ナ廢セナケレバナラヌ、或ハ營業者ガ路頭ニ迷フカ知レヌト云フヤウナコトモ承ルノデスガ、ソコハドウカ分ラヌ、其邊ハ御研究ニナッタラウト思ヒマスガ、一應御研究ニナッタ所ナ承リタイ

○子爵谷干城君 路頭ニ迷フト云フコトハ端書デ二度カ怪シイ端書ガ來マシタ、其位ノコトデドウモ此法律ノ爲ニ路頭ニ迷フト云フヤウナコトハ一向委員會デモ出マセナンド、ソレデ成程此端書ノ様子ナ見テ見ルト何カ困難ノヤウニ書イテアリマスルガ、抑、昨年ノ十一月ニ露領ノ漁業規則ト云フモノガ改正ニナッタ約束年度ガ來タカラシテ其時ニ改正ニナッタ所ニ依リマスレバ丁度私ガ昨年ノ全廢論ニ反對シタトキニ申シタ通りデモウ殆ドコチカラ行ツテ居ル者ハ漁業ノ權利ト云フモノハ絶滅シタト言ツテモ宜イ位、詰フ意味デアラウト思フ、然ルニ此唯今委員長カラ報告ニナリマシタ所ノ法律リ私が申シテ置イタガ海上ノ漁業ノ小作人ミタヤウニナラウト云フコトナ言ウタガ、之ガ矢張リ其通リニナッテ居ル、ソレデ詰リ此日本ガ海國デアリナガ外國ノ魚ナ買ウテ食ハヌナラヌト云フコトハ情ケナイ譯デ、北海道アタリデ世話ナスレバ鮭ノ如キモノハ隨分繁殖サセルコトモ出來ル、出來ルケレド

モ外國ノハ安イ、亞米利加アタリカラ輸入シテ來ル鮭ガアリマスガ、サウ云フ安イモノノ爲ニ此繁殖モ十分ニ出來ナイト云フコトモ承ッタコトデアル、然ラバ一方ニシテハ外國ノ魚ヘ稅ナ掛ケテ即チ國稅ガ増シ、又一方ニ於テハ内地ノ漁業ナ保護スルコトニハ當ルト本員ハ考ヘルノデアリマス、ソレデ殘ル程多少向フヘ行ツテ下請デモシテカラニヤラウト云フ者ハソレハ迷惑ナ箇條モアラウケレドモ、ソレナドウモ斯ウ云フ法ナ設ケルニ附イテハ顧ルニ暇ガナイ、ソレ故ニ私ハ是ハ適當ナルモノト何所マデモ考ヘマス

○子爵曾我祐準君 採決ヲ願ヒマス

○子爵堀田正養君 チヨット谷君ニ尙ホ伺ヒタイ、唯今穗積君カラノ御尋ノ憲法六十二條ニ「法律ナ以テ之ヲ定ムヘシ」トアリマスガ、ソレハ確ニ差支ガアルトカナイトカ云フコトナラバ是ハ憲法ニ關係スルコトデアリマスカラ委員諸君ハ暫時御退キニナッテ能ク御調ナ願ハヌト我ニハ憲法違反ノ決議ナスルコトハ出來マセヌ

○子爵谷干城君 憲法違反ト云フ話ハ委員會デハナカッタノデアリマス、私ハ其所ナ能ク御考ナ願ヒタイ

○宮本小一君 チヨット委員長ニ念ノ爲ニ伺ッテ置キタイガ、是ハ樺太ヤ薩哈哩ノ方ノ漁業ハ斯クナラテモ仔細ハナカラウト思ヒマスガ、近來ハ英領加拿大方カラモ鮭杯ハ大層這入ツテ來マス、ソレカラ微々タルモノデアルヤウデゴザイマスガ、朝鮮カラモ漁業ナ致シテ馬關杯ヘ這入ツテ來ル、是モ矢張リ此稅ニ當ラヌケレバナラヌト思ヒマス、ソレヲ掛ケレバ朝鮮海ノ漁業モ加拿陀ノ方ノ漁業モ逆モ續ケマイト思ヒマス、廢サレルト思ヒマベガ、ソレハ御構ヒナサラヌノデスカ

○都筑馨六君 私ハ政府委員ノ御方ニチヨット御尋シタイ、此六十二條ノ解釋デアリマスガ、是ハ其「税率ナ變更スルハ法律ナ以テ之ヲ定ムヘシ」ト云フ事柄ノ精神ハ國民ノ負擔ノ程度ナ定ムルニハ法律デナケレバイケナイト云フ意味デアラウト思フ、然ルニ此唯今委員長カラ報告ニナリマシタ所ノ法律案ハ百分ノ五十ト云フ負擔ノ最極限ナ極メテ居ル、ソレヨリ餘計ニ課セヌトウタガ、之ガ矢張リ其通リニナッテ居ル、其範圍内ノ伸縮ナ行政權ニ委セルダケデ他ニ實例モアラウト思ヒマス、又負擔ノ程度ハ此法律ナ極メテ其間ノ活動ナ委セタノデアルカラ、免稅トカ特免トカ云フヤウナコトナ行政權ヘ委任シタモノト解

釋致シマスカ、政府ノ御解釋ハ如何デアリマスカ

○政府委員(目賀田種太郎君) 其通りニ考ヘテ居リマス

○男爵尾崎三良君 チヨット質問致シタイ「此ノ税率及其ノ毎年ノ施行期間

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」斯ウ云フノデアルト、毎年或ハ緩メタリ或ハ縮メタリ年々是ハ其時ニ極メルト云フヤウニシテアル積リデアリマスカ

○子爵谷千城君 御答ナシマスガ、是ハ即チ總テ勅令ニ自由ナ許ス譯テアリマスカラシテ、決シテ「毎年」ト書イテアルカラ毎年ヤラナケレバナラナイト云フ譯デハアルマイト思ヒマス、ソコハ私モ委シウ御答ハ出來ヌガ、衆議院デ案ナ立テタ所ハサウ云フモノト思ヒマス、ソレダケ……心得テ居ルダケヲ御答ナ致シマス

○子爵堀田正養君 政府委員ニ質問致シマスガ、唯今都筑君カラ御質疑が出て、政府委員モ其通り考ヘテ居ルト言ハレマシタガ、併シ本員ハサウ考ヘナイ、六十二條ト今度ノ法案ト矢張リ同ジ税率ト云フ字ガ使ツテアッテ、一方ノ税率ト云フノハ其範圍内ノモノデアルト云フコトハ、ドウシテモサウ見エナイ、矢張リ是ハ同ジ税率ト見エマス、ソレデ何所カ此法文中ニ税率ヲ定メテアル範圍内ノ伸縮上げ下ゲナスルト云フコトガ此明文デ見エルノデアリマスカ、本員ニハ分ラヌノデアリマスガ、若シソレガ見エテ居ルナラバ明ニ御答ナ願ヒマス

〔政府委員目賀田種太郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(目賀田種太郎君) 堀田子爵ニ御答致シマスガソレハ此法律ニ依ツテ税率ヲ變更スル譯デ、變更スルノハ範圍ヲ定メテ變更スルノデアッテ、斯ノ如キ例ハ外國ノ關稅等ニモ比々見ルコトデアッテ、其時ノ模様ニ依ツテ範圍内ニ於テ斯ノ如キ程度マデ増スト云ノデアリマスカラ、一向差支ナイト云フ考デアリマス

○三浦安君 唯今政府委員ノ御答デアリマシタガ、税率ト云フコトヲ其範圍内ニ於テ勅令ヲ以テ變更スルト云フコトガ、是マデニ何ゾ適例ガアリマスカ、是ガ初メテデアリマスカ、本員等ハ初メテ思フ、初メテデアレバ是ハ宜シク謹ムベキコトデアッテ、容易ニ決スベキコトデハナイト思ヒマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 調稅法ニ於テハ是マデ例ガナイヤウデアリマス

○田中芳男君 チヨット政府委員ニ承リマス、前會ニ於キマシテ外國カラ輸入スル所ノ肥料ト云フモノハ總テ無稅ニナツテ居リマス、其無稅ニナリマシタ精

神ハ農業上ノ發達ヲ計ル爲ニ無稅ニナツテ居ル、所ガ此度ハ肥料ト云フ名ハ附イテ居リマセヌガ魚粕ト云フノハ即チ肥料デアル、ソレヲ忽チ有稅品トシテ仕舞フ、前會ニ於テ無稅ニシテ今日稅ヲ掛ケルト云フノハソレハ隨意デハアリマセウガ、併シ精神ノ方カラ見マスルト去年ハ發達ナサセニヤナラヌガ、今年ハ發達ナサセンドモ宜イト云フ理由ニナリマスガ、如何ナモノデアリマスカ

○政府委員(目賀田種太郎君) 昨年魚粕ガ無稅ニナツテ今又稅ノ增加アルハ如何ト云フ御尋デアリマシタケレドモ、是ハ既ニ委員長ノ御報告ニ依ツテモ御承知ノ通り今日ノ必要ナル狀況ニ依ツテ此法案ノ提出ニナツタコト心得マスル故ニ、將來ニ於テ魚粕ニ於テ如何ナル稅率が定メラレルカ、其獎勵上差支ナイヤウニナルカモ知レマセヌ、敢テ前後著シク抵觸シタルコトトハ考ヘマセヌ

○都筑馨六君 谷サンニチヨット伺ビタイ「百分ノ五十以下ノ輸入稅ヲ賦課スルコトナ得」ト云フ權利ナ行政官ニ與ヘテ置ケバ「此ノ税率及其ノ」ト云フ文字ハ削ッタ所ガ少シモ差支ナカラウカト思ヒマス、而シテ此文字ガアル爲ニ憲法違反ト云フ疑ガ生ズルノデアリマス、精神ハ全ク達セラレテ目的ハ十分ニ達セラレテ而シテ其疑ヲ避ケルニハ「此ノ税率及其ノ」是ダケノ字ヲ削ラレタ方ガ宜カラウカト思ヒマスガ、谷サンニチヨット伺ヒマス

○子爵谷千城君 「但シ毎年ノ施行期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トナルノデスナ、ソレハサウ云フコトニナリマシテモ一向間ヘナカラウト私ハ思ヒマズ、委員會デハソレ等ノ評議ハナカツタガ……

○都筑馨六君 然ラバ「此ノ税率及其ノ」是ダケノ字ヲ削除スルノ修正ヲ出シマス

○三浦安君 贊成

○子爵堀田正養君 贊成

○子爵谷千城君 贊成

○子爵曾我祐準君 贊成

○子爵堤功長君 贊成

○男爵渡邊清君 贊成

○渡邊洪基君 贊成

○伯爵徳川達孝君 贊成

○男爵尾崎三良君 私ハ此修正說ニ不同意デアリマス、此文字ヲ取ルト云フト誠ニ分ラヌコトニナルト思フ、「原價百分ノ五十以下ノ輸入稅ヲ賦課スルコ

トヲ得」百分ノ五十以下ハ即チ勅令ノ自由ニ任セテアル、或ハ百分ノ三十ト定マルカ四十五ト定マルカ、ソレハ其時ノ模様ニ依ッテ定メルノデアラウト思フ、所ガ此税率ヲ勅令ヲ以テ定メルト云フコトヲ除ケルト何ノコトダカ分ラナクナル、毎年ノ施行期間ヲ勅令ヲ以テ定メルト、サウスルト此率ハドウスルト云フコトハ援ケテ來ル、故ニ此法律ノ法文カラ税率ト云フコトハ援クコトハ出來ヌト思フ、援クト意味ガ分ラヌコトニナル、ソレカラ段々先刻カラ憲法ノ議論ガ出マシタガ、私共ハ法律ヲ以テ行政命令ニ服從サスルノデアルカラ憲法ニハ背カナイ、百分ノ五十マデハ掛ケルコトガ出來ルト云フコトヲ極メテ、其以内ハ行政命令ニ法律ガ委任スルノデアルカラ、憲法違反抔ト云フコトハ決シテナイ、今ノ都筑君ノ御修正説モ疑ガ有ルカラト云フ譯デ、其疑ガナイト極シタ以上ハ妙ナ齒拔ケノヤウナ法律ヲ極メルコトハナイ、私ハ原案ノ通リデ宜シトヒマス

○議長（公爵近衛篤磨君） 都筑君ノ修正ハ成立チマセヌ、原案ニ附イテ決ナ採リマス、原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長（公爵近衛篤磨君） 過半數ト認メマス、本案ハ可決ニナリマシタ

○三好退藏君 議事日程ヲ變更シテ此際ニ於キマシテ地上權ニ關スル法律案ノ第一讀會ノ續ヲ議事ニ付セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス  
○議長（公爵近衛篤磨君） 三好君ノ動議ニ御異議ガナクバ日程ヲ變更シテソレヲ議スルコトニ致シマス、地上權ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會ヘ續、特別委員長報告

〔子爵竹内惟忠君演壇ニ登ル〕

○子爵竹内惟忠君 地上權ニ關スル法律案、本案ノ委員長ハ細川侯爵デゴザイマシテ、細川侯爵ガ報告ヲ致サレル筈デゴザイマシタガ、俄ニ差支ヘマシテゴザイマスルデ、本員カラ委員會ノ模様ヲ御報告致シマス、本案ハ是マテ民法ノ行ハレマシタ爲ニ地上權ト貸借權トノ爭ガ屢々起リマシテ隨分多々有ル模置デ、附キマシテハ如何ナルモノガ地上權デアルトカ云フコトヲ大概ニ極メテ極キマスレバ大キニ其邊ノ争ガ避ケラレルト云フノガ主意デ、本案ノ第一條ニ斯様斯様ナモノハ地上權ト推定スルト云フコトニ致シマシテ衆議院ヨリ提出ニナリマシタ譯デ、ソレデ推定スルト云フコトデゴザイマスルカラ反對ノ證據ガ舉リマセヌ以上ハ之ヲ以テ地上權トスルトスウ云フコトニ極メマ

スレバ、大キニ其邊ノ争ニ附キマシテノ極リガ附クト云フ所デ、是ガ出マシタ次第デ、ソレカラ此第二條ニゴザイマス所ハは地上權ノ登記ガ昨年ノ七月マデノ期限ニナツテ居リマスル、所ガ是ハ不動產登記法ト伴ヒマスルモノデゴザイマスルカラ、其不動產登記法ト云フモノガ早ク出テ居リマスレバ宜シウゴザイマスガ、是ノ施行期限ガ昨年六月デアツタサウデゴザイマス、サウ致シマスト實際ハ昨年七月マデデアツテモ其登記ヲスル間ト云フモノガ僅カ一月シカナカツタ云フヤウナ姿デ、ソレガ爲ニ地上權ノ登記ヲシナノイモノガ澤山アルト云フ都合サウデゴザイマス、ソレガ爲ニ此度之ヲ極メテ置キマシテ本法施行ノ月カラ一箇年内ニ登記ヲスレバ宜シト云フコトニ極メマシタ次第デ、併ナガラ昨年ノ七月ヨリ以來、又權利ヲ認定シタモノガアルカラモ知レマセヌ、其邊ニ附イテハ期限ヲ過ギテ居ルモノデゴザイマスレバ其邊ニ附イテハ何力制裁ガナケレバ都合ガ惡ルトイ云フ但書ガ附イテ居リマスル次第デゴザイマスレバ其邊ニ附三者ノ權利ヲ害サナイト云フ但書ガ附イテ居リマスモノデゴザイマス、本案ハ民法其外ニモ關係シテ居リマスモノデゴザイマスルカラ、尙ホ詳細ノコトニ附キマシテノ御質問等ハ政府委員ニ願ヒタウゴザイマス、尙ホ委員中ニハ本案ニ附イテ詳シイ委員モゴザイマスカラ御尋ニ附キマシテハ其邊カラ御答辯ヲ申上ゲルコトデゴザイマセウ、本員ハ唯委員會ノ經過ダケ御報告致シマス、尤モ本案ハ唯二條ダケノコトデ事柄ハ頗ル單純デゴザイマスルデ、別段議論等モナカツタ案デゴザイマスカラ、讀會省略ニナツテ速ニ御決シニナラムコトヲ願ヒマス

○子爵岡部長職君 讀會省略ニ贊成

○子爵堤功長君 贊成

○子爵本莊壽巨君 贊成

○子爵黒田和志君 贊成

○男爵本田親雄君 贊成

○中西光三郎君 贊成

○男爵渡邊清君 贊成

○田中源太郎君 贊成

○小原重哉君 贊成

○菊池武夫君 贊成

○男爵吉川重吉 贊成

○關義臣君 贊成

○議長（公爵近衛篤磨君） 読會省略ノ動議ハ成立チマシタ、之ニ同意ノ諸君  
ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長（公爵近衛篤磨君） 三分ノ二以上ト認メマス、本案御異議ガナクバ原  
案ニ決シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○子爵曾我祐準君 此際議事日程ヲ變更セラレマシテ明治二十二年法律第三  
十四號中改正法律案ヲ議事ニ付セラレムコトヲ希望致シマス

○議長（公爵近衛篤磨君） 曾我子爵ノ動議ニ御異議ガナクバ其通りニ決シマ  
ス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 併シ時刻ニ迫リマシタカラ休憩致シマシテ午後ノ  
會議ニ致シマス、ソレカラチヨット御注意マデニ申シテ置キマスガ、選舉法  
ノ兩院協議會ヲ午後ヨリ開クコトニナッテ居リマスカラ、其結果ヲ待ツテ併  
セテ其殘リマシタ日程ヲ議スル積リデアリマス、休憩ハ少シ長クナリマス、何  
レ其時分ニ召集ナシマスカラチヨット申シテ置キマス

午前十一時五十分休憩

午後五時五十六分開議

○議長（公爵近衛篤磨君） 是ヨリ報告ヲ致シマス  
〔小原書記官朗讀〕

昨二十二日衆議院ヨリ本院ノ回付ニ係ル政府提出土地收用法案ニ同意シ奏  
上シタル旨ノ通牒ヲ受領セリ  
同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ諸案ヲ可決シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受  
領セリ

臺灣ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案

臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案

臺灣ニ於テ地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員ノ退隱料  
及遺族扶助料ニ關スル法律案

本日衆議院ヨリ政府提出軍人恩給法中改正法律案ヲ受領セリ  
本日衆議院ヨリ本院ノ回付ニ係ル政府提出治安警察法案ニ同意シ奏上セル  
旨ノ通牒ヲ受領セリ

委員長副委員長左ノ適當選セラレタリ  
地上權ニ關スル法律案特別委員會

委員長 侯爵細川護成君 副委員長 長谷川貞雄君

印紙稅法中改正法律案特別委員會

委員長 子爵鍋島直彬君 副委員長 子爵竹内惟忠君

水難救護法中改正法律案特別委員會

伯爵吉井幸藏君 子爵堤功長君 男爵赤松則良君

柴原和君 名村泰藏君 男爵鈴木大亮君

男爵有地品之允君 松永安彦君 日向三右衛門君

○議長（公爵近衛篤磨君） 是ヨリ午前ニ引續イテ會議ヲ開キマス、明治二十二年法律第三十四號中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

〔子爵曾我祐準君演壇ニ登ル〕

○子爵曾我祐準君 明治二十二年法律第三十四號中改正法律案、此案ノ委員會ノ結果ヲ報道致シマス、本案ハ今日諸君モ御承知ノ通り午前ノ會議中退席ヲ願テ委員ハ審査ヲ致シマシタ、此案ハ何事ノ案カト申シマスレバ決闘ニ係ル案デアリマス、決闘ヲ挑ミタル者又ハ決闘ヲ行ヒタル者或ハ決闘ニ依ツテ人ヲ殺傷シタル者等ノ案デアリマス、ソレデ明治二十二年ニ此法が出て居リマスガ、ソレニ修正ヲ加ヘルト云フノデアリマス、大キナル修正デアリマス、元ト此案ト申シマスルモノハ決闘ヲ挑ミタル者又其挑ニ應ジタル者ハ六箇月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シマス、ソレニ附加十圓以上百圓以下、斯ウ云フ風ナ案ニナッテ居リマス、第一條、然ルチ今衆議院提出ノ此案デハ六箇月以上二箇年以下ト云フ所ナ一日以上一箇月以下ノ重禁錮トナリ、ノミナラズ附加刑ハ廢メマシテ又ハ二圓以上二十圓以下ト云フヤウナ譯ニナッテ居リマシテ、大變マア輕クシタ譯デアリマス、ソレカラ又第二條ノ決闘ヲ行ヒタル者ハ元ノ二十二年ノ法律ニハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加スルト言フヤウナ風ニナッテ居リマスノナバ、此決闘ヲ行ヒタル者ハ今度ハ一箇月以上一年以下ノ重禁錮又ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金

ニ處ス、斯ウ云フ風ニナッテ居リマス、三條、元ノ通りデアリマス、六條ハ削除、

此案デハ…衆議院ノ提出ノ案デハ六條ヲ削除セムト試ミテアリマス、六條

ハドンナコトガアルカト申シマスト前數條ニ記載シタル者ハ犯罪刑法ニ照シ

其ノ重キモノハ重キニ從ツテ處斷ス、大要右ノヤウナ次第デアリマシテ、二

十二年ノ此決闘ニ對スル法律ヲ非常ニ輕クスルト云フ案デアリマス、ソレデ

勿論是ハ衆議院案ノコトデアリマスニ依ツテ如何ナル理由デ此必要ナ認メタ

カト云フコトハ分リマセヌ、衆議院案ノコトデゴザイマスカラ…併ナガラ

速記錄杯ニ據ツテ見マスルト他ノ刑法ニ對シテ決闘ヲ比較的重ク見テ居ル、

ソレデ權衡ヲ失シテ居ル、ト言フヤウナノガ精神ラシイデアリマス、ソレデ

政府委員モ同意シタトハアリマセヌケレドモ…同意シテハアリマセヌ、刑

法ノ修正ハ追々必要ナ認メテ居ルガ是ノミ今改正スルコトハ贊成シナカツタ

ト云フヤウニ答ヘラレテ居ルヤウデアリマス、貴族院ノ委員會ニ於テハ今日

デアリマシテ政府委員ニ其席ニ出テ貰ヒマシテ意見ヲ聞ク暇ガゴザイマセヌ

デアリマシタ、何分御承知ノ通り非常ニ急ギマシタカラ、唯今マデモ時間ガ

掛ルヤウデゴザイマシタラ十分ニ調査モ出來マシタラウガ、之ヲ調査シマス

ル時分ニハ左程時間ガアラウトモ思ヒマセヌデアリマシタニ依ツテ、政府委員

ニ委シイ説明ヲ請フ暇モアリマセヌ、ソレデ委員會ノ決議ハ一向此案ニハ贊

成ナ誰モ致シマセヌ、今日別ニ之ヲ輕クスル必要ハ認メナイ、ソレニ依ツテ委

員會ニ於キマシテハ是ハ否決スベキモノト委員一同一人ノ不同意者モナク否

決ト極リマシテゴザイマス、此段御報告ヲ致シマス

○議長（公爵近衛篤磨君） 採決ヲシマス、本案ヲ二讀會ニ移スベシトスル諸

君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長（公爵近衛篤磨君） 起立者ナシ、本案ハ否決トナリマシタ

〔伯爵吉井幸藏君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長（公爵近衛篤磨君） チヨット御待下さい、唯今報告致シマシタ軍人恩

給法中改正法律案、此案ニ附キマシテハ政府ヨリ要求ガアリマスカラ其通牒

文ヲ朗讀致サセマス

〔太田書記官長朗讀〕

軍人恩給法中改正法律案

右議院法第二十七條但書及第二十八條但書ニ依リ議定相成度此段及御通牒

候也

明治三十三年二月二十三日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

○議長（公爵近衛篤磨君） 唯今政府ノ通牒ニ依リマシテ特別委員ニ付託セ

ズ、又讀會ノ順序ヲ省略スルコトニ致シテ御異議アリマセヌケレバ其通りニ

致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 然ラバ三分ノニ以上ノ同意ト見テ宜シウゴザイマスカ

○議長（公爵近衛篤磨君） 是ハ簡單ナ法文デモゴザイマスガチヨツト朗讀ヲ致サセマス

〔小原書記官朗讀〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 是ハ簡單ナ法文デモゴザイマスガチヨツト朗讀ヲ致サセマス

〔小原書記官朗讀〕

軍人恩給法中改正法律案

○議長（公爵近衛篤磨君） 第二十五條第二項第一號中「但商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官職ニ在ルトキ」ノ下ニ「及准士官以下ニシテ文官判任以上ニ任セラレタルトキ」ヲ加フ

〔政府委員中村雄次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員（中村雄次郎君） 本案ヲ提出イタシマシタ理由ヲ申述ベマスルデ

ゴザイマス、本案ハ下士ノ獎勵ノ一助ト致シマシテ提出致シタノゴザイマス

スル、此軍隊ニ於キマシテ善良ナル下士ヲ永ク服役致サセルト云フコトハ誠ニ必要ナコトデゴザイマスル、永ク軍隊ニ於テ善良ナル下士ヲ止メ置キマス

ルト云フニ附キマシテハ其満期ニナリマシタ後ニ其生活ノ途ナ成ルベク便利ニスルヤウニ研究ヲ致シテ置キマセズバ安全ニ善良ナル下士ガ勤メテ居ルコトハ出來マセヌデゴザイマス、デ其一助ト致シマシテ此法案ヲ提出致シマシ

テ御協賛ヲ仰ギタイノデアリマス、デ從來此目的ニ於キマシテ満期ノ下士

ヲ文官ニ採用スルト云フコトノ規則ハ設ケゴザイマシテ、其途ハ開イテ居

ルモノデゴザイマス、然ルニ途ハ開イテアリマスガ現在ノ恩給法ニ於キマシ

テハ永ク軍隊デ勤メ致シマシテ一タビ満期ニナッテ恩給ヲ得マシタ下士ガ再

ビ文官ニ採用致サレマス、其間即チ文官ニ採用セラレテ居リマシタ間ハ恩給  
ヲ停止サレルト云フコトガ現在ノ法律デゴザイマスル、即チ此法律ナ一條此  
所デ讀ミマシタ方ガ能ク御分リニナラウト存ジマス、短イ箇條デゴザイマス  
カラチヨット讀ミマス、即チ現行ノ軍人恩給法ノ二十五條デゴザイマス、二十  
五條ニ「左ニ掲タル事項ノ一ニ當ルトキハ其間之ヲ停止ス、一再ヒ現役ニ就キ  
若クハ文官判任以上ニ任シ政府ヨリ俸給ヲ受クルトキ但商業ヲ營ムコトヲ  
得ヘキ官職ニ在ルトキハ此限ニアラス」斯ウゴザイマスル、ソレデ此現行法ニ  
於キマシテハ政府ヨリ俸給ヲ受ケマスル所ノ官吏ハ其間恩給ヲ停止サレルト  
云フコトニナッテ居リマス、但シ商業ヲ營ムコトヲ得ル所ノ官職デアレバソレ  
ハ俸給ナ……其時ニハ判任以上ニナッテモ此恩給ハ停止シナイ、斯ウ云フコト  
ニナッテ居リマス、普通ノ文官ニナリマシタ時ニハ此恩給ハ停止セラル、是  
ガ現在ノ法律デゴザイマス、斯ウ云フ即チ現行法律デゴザイマシテハ文官ニ  
任ジラレマスト其時カラ恩給ガ停止セラルル譯デゴザイマスカラ、之ヲ使用  
致シマス所ノ即チ官廳ニ於キマシテ少イ俸給デ満期ノ下士ヲ使フコトが出來  
マセヌノデアリマス、即チ本人ニ附キマシテ得テ居ル所ノ恩給ヲ其間失フ次  
第デゴザイマスカラ、其俸給ハ全ク俸給バカリニ於テ衣食致シマスニ足リル  
ダケノ俸給ヲ與ヘマシテ始メテ下士ノ採用モ出來ルノデアリマス、故ニ下士  
ヲ採用致シマスル上ニ附キマシテ、使用致シマスル官廳ニ於テハ甚ダ困難ニナリマス  
ゴザイマス、從ツテ下士ヲ採用致シマスト云フコトハ甚ダ困難ニナリマスル爲  
ニ、満期ニナリマシタ下士ヲ文官ニ採用スルコトハ困難ニナリマス、從ツテ多  
ク満期ノ下士ガ採用セラレマセヌ結果ト致シマシテ、下士ガ永ク服役致シテ  
恩給ヲ與ヘタ後ニ再ビ文官ニナッテ永ク勤メヤウト思ヒマス所ノ望ガ十分ニ  
達シマセヌノデゴザイマス、ソレテ此度提出致シマシタ法案ニ於キマシテ此  
下士即チ准士官下士ガ満期ニナリマシタ者、其者ノ恩給ハ文官ニ任ゼラレテ  
モ停止セラルルコトナシ、斯ウ云フ意味ニナルノデゴザイマス、サウ致シマス  
ルト之ヲ採用致シマスル所ニ於キマシテハ少イ俸給、即チ安イ俸給デ満期ノ  
下士ヲ使フコトが出來マス、故ニ從ツテ満期下士ヲ多く採用スル所ノ途が開  
キマスカラ、下士ニ取リマシテハ俸給ヲ少ウ致シマシテモ俸給ト恩給ト併セ  
得ル譯ニナリマスカラ喜ンデ下士ガ奉職スル、又使用致シマス方モ少イ俸給  
ヲ以テ使用スルコトが出來マス次第デゴザイマスカラ、大イニ下士ノ獎勵ニ  
モナリマス次第デゴザイマス、會期ノ切迫致シマシタ時ニ於キマシテ諸君ノ  
御協賛ヲ經マスルノデ、誠ニ切迫ノ時期デゴザイマスルガ、唯今申上ゲマシ

タヤウナ次第デ、此御協賛ヲ得マスレバ大イニ便利ヲ得マスル、即チ軍隊ニ  
於テ最モ必要ナル所ノ下士ノ獎勵ニモナリマスル次第デゴザイマスカラ、何  
スガ、ソレハ大凡ドレ位ノ御積リデゴザイマスカ、ソレヲチヨット……  
○男爵尾崎三良君 チヨット政府委員ニ質問致シタウゴザイマス、今日ノ御話  
ハ能ク分リマシタガ、サウシマスレバ多少國庫ノ支出ガ増シテ來ルト思ヒマ  
チ俸給ト恩給ヲ併セテ受クルノデアリマスルカラ、俸給ヲ減ジマスカラ國庫  
ノ負擔ハ、恩給デ出スカ、俸給デ出スカト云フコトニナリマシテ、國庫カラ出  
シマスル所ノ歲出ニハ多ク増スト云フコトハゴザイマセヌ見込デゴザイマス  
○子爵曾我祐準君 贊成致シマス  
○子爵谷千城君 贊成致シマス  
○議長(公爵近衛篤麿君) 本案ニ御異議ガナクバ原案ニ決シマス  
〔其他「贊成」ト呼フ者アリ〕  
○伯爵吉井幸藏君 日程ヲ變更セラレマシテ水難救護法中改正法律案ノ議事  
ヲ開カレムコトナ……  
○子爵小笠原壽長君 贊成  
○子爵錦織教久君 贊成  
〔其他「贊成」ト呼フ者多シ〕  
○議長(公爵近衛篤麿君) 吉井伯爵ノ動議ニ御異議ガナクバ水難救護法中改  
正法律案、一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長報告  
○伯爵吉井幸藏君演壇ニ登ル  
此法律案ノ特別委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、  
此法律案ハ水難救護法中第二條ノ漂流物及沈沒品ト云フ所デゴザイマシテ、  
漂流物ノ拾得シタル者ハ遲滯ナク之ヲ市町村長ニ引渡スト云フコトガアリマ  
ス、然レドモ若シ其物件ノ所有者が分ツテ居リマシタ時ニハソレハ所有者ヘ  
直チニ拾取者カラ渡スコトが出來ル、斯ウナッテ居リマス、其日限ハ三日ニ  
限ラレテ居ルノデゴザイマス、然レドモ之ヲ三日ノ間ニ引取ルト云フコトガ  
大イニ困難デゴザイマスカラ、之ヲ七日以内ト云フコトニ改正ナシタイ、斯  
ウ云フコトデゴザイマス、ソレカラ第二十七條一項中及二項中ノ改正ハ、河川

ニ漂流スル材木ニ在リテハ、其ノ價格ノ十分一ヲ拾得者ニ與ヘル、斯ウ云フ  
コトニナッテ居リマス、是マデノ法律デハ總テ海デ拾ヒマシテモ川デ拾ヒマ

シテモ拾得者ニ十分一ヲ與ヘルコトニナッテ居リマスノヲ、此度ハ十五分一

ヲ與ヘルコトニナルノデゴザイマス、ソレカラ三十五條ノ所デ二項ヲ加ヘマ

スルノハ漂流物ノ物件ニ現存スル記號ヲ塗抹毀損シ若クハ新ニ記號ヲ附記シ

マシテ盜ム者ガアリマス、サウ云フ者ガゴザイマシタ時ニ罰スル罰則デゴザ

イマス、委員會ニ於キマシテハ是ハ誠ニ必要ナ改正デアルト云フコトデ全會

一致デ可決致シマシタニ依ツテドウカ誠ニ簡單ノ明瞭ナ案デゴザイマスカラ

讀會ヲ省略シテ可決アラムコトナ……

○子爵小笠原壽長君 贊成

○子爵錦織教久君 贊成

○男爵渡邊清君 贊成

〔其他「贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 読會省略ノ動議ハ定規ノ贊成ガアルモノト認メマ

ス、之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會ハ省略シマス、本案ニ御異議ガナクバ原案ニ決シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 衆議院ヨリ通牒文ガ參リマシタカラ朗讀致シマス

〔小原書記官朗讀〕  
本院ハ衆議院議員選舉法改正法律案兩院協議會成案ヲ可決セリ因テ議院法第五十六條ニ依リ及送附候也

明治三十三年二月二十三日

衆議院議長片岡健吉

東京府

十一人

神奈川縣

郡

十一人

京都府

五人

横濱市

六人

京都郡

三人

兵庫縣

六人

大阪府

五人

神戸市

二人

大坂市

六人

姫路市

一人

長崎縣

一人

郡

十一人

堺市

一人

人

十一人

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 此際日程ヲ變更シテ唯今衆議院議員選舉法ノ議事ニ移リマシテハ如何デゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ其通り致シマス、唯今御手許ヘ別表ノミ

ヲ配付シテ置キマシタが其他ノ分ハ唯今朗讀致サセマス

〔小原書記官朗讀〕

衆議院議員選舉法改正法律案兩院協議會成案 會議  
(條數ハ總テ政府案ノ條數ニ據ル)

第八條 貴族院議決案ノ通卽チ左ノ如シ

第八條 左ノ要件ヲ具備スル者ハ選舉權ヲ有ス

一 帝國臣民タル男子ニシテ年齡滿二十五年以上ノ者

二 選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上其ノ選舉區内ニ住所ヲ有シ仍

引續キ有スル者

三 選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上地租十圓以上又ハ滿二年以上地租以外ノ直接國稅十圓以上若ハ地租ト其ノ他ノ直接國稅トヲ通

シテ十圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス

第十條 政府案ノ通

第一百六條 削除

一左ノ諸條ハ貴族院議決案(政府案)ノ通

第五條、第六條、第十四條、第十六條、第十八條、第二十條乃至第二十二條、第二十四條乃至第二十七條、第三十二條、第三十六條、第三十八條、第三十九條、第四十二條乃至第四十六條、第六章及第七章全部、第七十條乃至第七十二條、第七十四條、第七十八條、第八十二條、第八十六條、第八十七條、第八十九條乃至第九十二條、第九十四條、第九十六條、第一百條、第一百七條、第一百八條、第一百十三條

一別表ハ別紙ノ通改ム但シ北海道沖繩縣ハ政府案

(北海道屬及沖繩縣ハ兩院協議會ノ省)

(選トナラサルヲ以テ本表中之ヲ省)

甲府市	山梨縣	静岡縣	愛知縣	名古屋市	三重縣	津日市	奈良縣	宇都宮市	木戸縣	板門市	茨城縣	前橋市	群馬縣	新潟縣	新潟縣	長崎市
-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一人	九一人	十二人	七一人	四一人	六一人	九一人	十六人	九十三人	一六一人							
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------

郡市	滋賀縣															
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

一人	五一人	四一人	六六一人	四一人	五一人	八六一人	九一人	七一人	五一人	四人						
----	-----	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

○議長(公爵近衛篤磨君)此成案ニ付テ議事ヲ開キマス 〔侯爵黒田長成君演壇ニ登ル〕	香川縣	郡市	富山縣												
---	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

リマシテ、其結果、協議委員ノ中カラ發議ガアリマシテ懇談ノ爲ニ双方カラ	一人	五一人	五一人	七一人	十八人	十一人	八一人	一一人	五一人	五一人	三五一人	五一人	五一人	五一人	五一人	四人
------------------------------------	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	----

○侯爵黒田長成君 演壇ニ登ル	大島郡	鹿兒島郡	宮崎郡	熊本郡	熊本郡	佐賀郡	大分郡	門司市	福岡市	高知郡	高知郡	高知郡	高知郡	高知郡	高知郡	高松市
----------------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ソレカラ會議ノ初ニ於テ先づ正式ノ手續ヲ經マセズシテ懇談ト云フコトニナ	一人	一七一人	四八一人	五一人	六人	十人	一人	五一人	七一人	五一人	五一人	五一人	五一人	五一人	五一人	五人
------------------------------------	----	------	------	-----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

若干ノ委員ヲ選ンデ、サウシテ能ク打合ナシタ方ガ宜カラウト云フコトニテ、宛ノ委員ヲ以テ一種ノ委員ヲ組織スルコトニナリマシタ、詰リ八名ノ協議員ガ出來タノデアリマス、此八名、昨日カラ今日マデ懇談ナ致シマシタ、サウシテ双方讓歩シ得ルダケハ互ニ讓歩致シテ詰リ選舉法改正案ヲ成ルベク成立セシムル所ノ目的ヲ以テ双方トモ協議ナ盡シマシタ、尙ホ當院ノ方ノ委員ニ於テハ成立ヲ望ミマスルト同時ニ此貴族院ニ於テ決議ニナリマシタ所ノ大主意ハドコマデモ貫イテ參ルヤウニ、其範圍内ニ於テ出來得ルダケノ讓歩ヲスルト云フ考ナ以テ協議ヲ遂ゲマシタ、其荒増チ簡短ニ申上ゲマスレバ、大選舉區ニ致スカ小選舉區ニスルカト云フ問題が第一ニ起リマシタ、是ハ貴族院ノ決議通り大選舉區ト云フコトデ異議ナイコトニナリマシタ、從ツテ單記モ矢張リアチラデハ貴族院ノ決議通り同意致シマシタ、無記名ノ點ニ附イテハ餘程議論ガアリマシタ、併ナガラ貴族院ニ於テハ無記名ト云フコトハ容易ニ動カサレヌト云フコトヲ話シマシタ、ソレデ昨日ハ其事ガマダ決リ兼ネタノデアリマス、ソレカラソレニ伴ウテ市郡ノ人口ノ標準杯モ昨日ハマダ未定デアリマシタガ、今日ニナッテソレ等ノ問題モ折合ガ附クコトニナリマシタ、詰リ無記名ト云フコトハ貴族院ノ方ニ讓ル、其代リニ市郡ノ人口ノ標準ニ附イテ衆議院ノ言フ所ナ多少探ラナケレバナラヌヤウナ事情ニナリマシタ、御承知ノ通リアチラデハ市郡トモ標準ナ十萬宛ニシテ市ハ獨立ト云フコトニ大體ハナッテ居ツタ、ソレデ丁度貴族院ノ決議ト折衷致シテ、市ハ三萬以上、十三萬毎ニ一人ト云フコトニ今度ナッタノデアリマス、郡モ矢張リ同ジ標準デ多少議論ガアリマシタガ、矢張リ是ハ貴族院ノ總テ十圓ニスルト云フコトニ結局決リマシタ、併ナガラ此被選入ノ資格ニ附イテ納稅ノ點ハ貴族院ノ方デ讓ルコトガ出來ルカドウカト云フコトニナリマシタ、此事ハ貴族院ニ於テハ強ヒテ主張ハ致シマセヌ、無記名ノ點モマア貴族院ニ讓ツタ譯デアリマスカラ、是等ノコトハ彼ノ申ス通りニ致シテ宜シカラウト云フコトニナリマシタ、詰リ此貴族院ノ決議案ニ附イテ此度變リマシタ所ナ申シマスト貴族院ノ決議案ノ第十條ノ所ガ變リマシタ、是ガ帝國臣民タル男子ニシテ年齡滿三十年以上ノ者ハ被選舉權ナ有スル、即チ衆議院カラ回ツテ參ツタ通リノ文體ニナッタノデアリマス、詰リ彼ノ納稅ニ關スルコトガ削除ニナリマシタカラ元ニ戻ツタ

譯デアリマス、ソレトモウーハ別表ノ所ガ人口ノ標準ノ違ヨリシテ變ツテ參ツタノデ、諸君ノ御手許ニ先刻配布ニナリマシタ所ノ別表ノ通りデアリマス、唯今承リマスレバ多年國民ノ希望致シテ居リマスル所ノ選舉法改正ニ附イテ衆議院ニ於テモ此成案ヲ可決致シテ參ツタト云フコトデアリマス、就キマシテハ本院ニ於テモ此成案ヲ速ニ可決アラムコトナ希望致シマス。○西村亮吉君 チヨツト質問ガアル、此兩院ノ御協議ニナッテ成案ニナッタ其成案ハ委員全會一致デ決ツタモノデアルカ、又其中ニ反對者ガアリマシタカ

○侯爵黒田長成君 御承知ノ通り投票ハ無名投票ヲ以テ決シマシタ、今日ハ規則ニ據リマシテ、アチラノ人ガ議長席ニ著キマシテ、出席者ハ雙方殘ラス出席致シマシタ、即チ議長ノ外ニ十九人デアリマス、其中白球ヲ投ジタル者即チ成案ヲ可トスル者十四人、黑球ヲ投ジタル者五人、即チ九人ノ多數ヲ以テ可決ニナッタ譯デアリマス

○西村亮吉君 尚ホヒマスガ……

〔「無用無用」ト呼フ者アリ〕

無用デハナイ、此市ノ三萬人ニナッタ主意ハ必ズ一名ヲ選舉スルト云フコトニナッテ居リマスガ、此選舉權カラ言ウテ見ルト人口ノ上カラ大變不公平ナ生ジヤウト思ヒマスガ、サウ云フ事情ハアリマセヌカ

○侯爵黒田長成君 固ト協議ノコトデアリマスカラ三萬ニ折合フトカ或ハ四萬ニ折合フトカ云フコトハ相談ノ結果デアルノデ、併ナガラ貴族院ノ方ニ於テハ何處マデモ五萬以上ト云フコトデナイト市ダケノ體面ヲ維持スルノニモ相當デアルマイト云フコトハ最初ハ十分主張致シタノデアリマス、衆議院ノ方ニ於テハ是非トモ市ハ總テ獨立シタイト云フ方ノノ希望デアッタノデアリマス、根本ノ所ガ多少雙方違ブノデ、ソレデ結局歩ミ合ツテ三萬ト云フコトニ相成ツタノデアリマス、ソレデ貴族院ノ方カラ求メテ三萬ニ致シタノデハアリマセヌ、外ノ無記名杯ノ問題ト牽聯シテ斯ウ云フ結果ニ相成ツタコトト御承知ナ願ヒマス

○子爵谷干城君 私ハ反對ノ考デゴザイマスガ、此處デ述べデ宜シウゴザイマスカ

〔子爵谷干城君演壇ニ登ル〕 ○子爵谷干城君 演壇ニ登ル

○子爵谷干城君 私ハ此案ノ中、市獨立ト云フコトニ附イテ絶對ニ反對ノ考

ヲ有<sup>ツ</sup>テ居リマス、デ最早今日ノコトデゴザイマスカラ、ヒドウ長イコトハ申シマセヌ

〔簡短ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ〕

簡單ニヤリマス

〔子爵小笠原壽長君「ドウゾ短ク願ヒマス」ト述フ〕

是ハモウ委員會デ私ハ十分述ベマシタカラ委員ノ御方ハ御承知ノコトト存ジマスルシ、又其他ノ御方モ十分御研究ト考ヘマスルガ、ドウシテモ之ヲ一言セザルナ得ヌト云フコトガアル、凡ソ此議員ヲ選ブ所ノ權ト云フモノハ平等ナラザルベカラズト云フコトハ御異論ハアルマイト思フ、ソレデ或ハ市ヲ獨立セシムルハ工商ノ代表者ヲ出スノデアルト云フ論ガアリマスルケレドモ、是ハ既ニ御承知ノ通り衆議院ノ議員ト云フモノヲ調べテ見マスレバ工商人ノ代表者ト云フ者ハ十分出テ居ル、如何トナレバ是ハ市郡通ジテ選ブノデアリマスカラシテハ、市ノ外ニ工商人ノナイト云フコトハナイ、澤山、市ノ外ニ工商人ガアルノデアリマスカラ、ソレデ十分其代表者ハ出テ居ル、是ヘ持ツテカラニ此衆議院ヨリ請求ニナッテ本院ノ御同意ニナッタ所ハ五萬ヲ減ジテ三萬以上ト云フコトニナルト益<sup>シ</sup>以テカラニ不公平ニナル、ト申スハ此地租ノ十圓、地租其他ノ直接稅十圓ト云フコトニナリマスルト三萬位ノ市ニシマシタトキニハ誠ニ其選舉權ヲ有スル者ハ僅々デアラウト思フ

〔松岡康毅君「谷サン能ク分リマシタ」ト述フ〕

分<sup>シ</sup>テ居リマス御方モアリマセウカ知レヌケレドモ、私ハ言フベキ權利ヲ得テ居リマスカラ言ヒマス

〔松岡康毅君「長ク仰<sup>シ</sup>シャルノハ宜シイガ能ク分リマシタ」ト述フ〕

ソレデ全體、今申ス通リニ萬デ一人ヲ出スト言ヒ、十三萬デ一人ヲ出スト云フ、

非常ナ此郡部ノ者ト、市ノ者ト云フモノバ權利ノ差ガアル、斯ノ如キコトハドウシテモ是道理ニ於テ許スベキモノデナイト本員ハ固ク信ズルノデアリマスル、ソレカラシテ工商人ノ代表者ヲ出スト云フコトヲ始終言ハレマスケレドモ、日本ノ商業者ト云フ者ハ如何セム誠ニ土地ヲ所有シテ居ル者ニ比

ベテハ力ガナイノデ、即チ國家ニ盡ス所ノ稅ヲ澤山納メル所ノ者ガ極ク少イ、ソレデドウモ今日ノ商業ハドウカト云ウテ見ルト内國商ト云フ者ハ至<sup>ツ</sup>テ少イ、大抵皆外國商デアル、ソコデ此市ヲ獨立セシムル主意ハ何カト云ウテ見ルト、詰リ此農業者ヲイデメルト云フ方ヨリ外ナラヌ、デ斯様ナ不都合ノ精神ヲ持<sup>テ</sup>居ル案ニ於テハ本員ハ今申シタ通り絶對ニ反對ヲスルノデアリマス

ル、是ガ五萬ヨリシテ三萬ニ下レバ今申ス通リ一方デハ非常ニ此選舉權ガ少クシテ當選スルコトニナル、デ之ヲ委員ニ於テ協議會ニ於テ承諾セラレタト云フコトハ誠ニ其意ヲ得ヌコトト考ヘル

〔簡短」ト呼フ者アリ〕

サウ仰<sup>シ</sup>シャラナイデモ、モウ長ウヤル積リデハナイ、ソレデ私ハ何處マデモ此案ニハ正反對デアリマス、此後若シ是ガ通りマシテ選舉ニナッタ結果ハ惡ルクスルト一市デ……細イ市デハ僅カ三十カ四十デ當選シ、一方デハ千カ二千デナケレバ當選スルコトガ出來ナイト云フコトニナル、ソレデ又三萬ト云フコトニナルト追ニ市ガ殖エテ來ル、是等モ今日ヨリ豫想シテ置カネバナラヌ事柄デアル、抑<sup>ヘ</sup>ドウモ此商工業者ト云フ者ニ特ニ權利ヲ與ヘヌナラヌト云フコトハ一向分ラナイ、之ヲマア此儘デ御通シニナルト云フコトハ我く絕對ニ反對スル、マア是ダケニシテ置キマス

○男爵末松謙澄君 唯今私ハ通告致シマシタガ、演壇ニ登ルコトハ廢メマシテ此場合デアリマスカラ此處デ一言致シマス、唯今谷子爵ノ反對ノ御議論ハ此前ノ貴族院ニ於テ決セラレタ所ノ精神トハ違ウタコトニ相成ル御議論ト考ヘル、即チ谷子爵ハ絕對ニ市ノ獨立ヲ拒ムト云フコトデ貴族院ノ前ノ決議ハ市ノ獨立ト云フコトハ認メテ居ルノデ、唯其程度ニ於テ五萬以上ト云フノナ、ソレヲ三萬ニ減ラセルト云フコトデ、即チ貴族院ノ前ノ決議ノ精神ニ依<sup>テ</sup>少シク程度ヲ減ジタノデアルカラ無論是ハ賛成ニナッテ然ルベキコトト考ヘマス、又商工ヲ立國ノ本トシテ商工ニ權利ヲ與ヘルト云フコトハ無論是ニハ議論ノアルコトデアリマスガ、既ニ當院ニ於テ此主義ハ決セラレタモノデアルカラ是ヲ喋々致シマセヌ、大體……

〔簡短」ト呼フ者アリ〕

此成案ニ賛成アラムコトヲ望ミ尙ホ自分モ賛成ヲ表シマス

○西村亮吉君 本案ニハ反對デアリマス、別ニ申シマセヌ

○議長(公爵近衛篤磨君) 此成案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス、成案ニ決シマス、議事日程第八ヨリ二十一マデノ請願ヲ束ネテ問題ニ供シマス

意見書案

清國杭州居留地道路開設ノ件

清國杭州府城外拱宸橋熊本縣士族多田龜毛外十三名呈出

右ノ請願ハ清國杭州居留地ハ明治二十七八年戰勝ノ結果トシテ獲得シタル開港場ニシテ歐米諸國ノ模範居留地タルハ今更言ナ待タス然レトモ開港以來既ニ空シク三年ノ星霜ヲ經過シ各國居留地及居留地以外清國人ノ設備ニ係ル地域ハ益々繁盛ナ極メ將ニ家屋櫛比セムトスル今日ニ至ルモ我カ帝國居留地ハ草萊茫茫徒ラニ狐狸ノ棲居ニ委棄シテ更ニ進歩ノ途ナク戰勝ニ依テ得タル租界ハ帝國ノ名譽ヲ宣揚スル能ハスシテ却テ帝國臣民ノ無能ヲ發揚スルノ媒介トナラムトス因テ居留地開拓ノ第一著トシテ道路ヲ開設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

矢作川改修ノ件

愛知縣東加茂郡穂積村平民鈴木喜太郎外三千三十五名呈出(四通)

愛知縣幡豆郡西尾町平民太田直七外千二百七十七名呈出

右ノ請願ハ矢作川ハ三河國三大河ノ最大流ニ屬シ東北ヨリ西南ニ貫通シテ蜿蜒屈曲シ灌漑ノ利頗ル治タ運輸ノ便隨テ廣ク三河一國ノ富源半ハ此ノ大川ノ恩澤ニ賴ル所ナリ而シテ其ノ曲折ノ多キハ亦水害ノ劇甚ナル直接ノ原因ナ爲シ年々秋霖ノ候ニ至レハ忽チ洪水汎濫シ沿岸人民ノ慘禍ヲ蒙ムルモノ殆ト名狀スヘカラス三河一國ノ富源繁榮ノ繫ル所ノ矢作川ニシテ年々斯

ノ如キ慘禍ヲ流スモノ實ニ治水其ノ宜シキヲ得スシテ適々姑息消極ノ小工事ヲ施スアルモ河身改修ノ積極的根本工事ヲ加フルノ餘力ナキニ因ラスム

ハアラス故ニ改修費國庫支辨ヲ受ケタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊五通及送付候也

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

郵便定期船寄港ノ件

島根縣那賀郡伊南村平民岡本俊信外十一名呈出

右ノ請願ハ伏木七尾敦賀宮津境濱田ノ六港ハ既ニ貿易港タルニ拘ラズ貿易事業ノ發達遲タルハ各港間ノ商業機關殆ント皆無ナルニ因ラスムハアラス故ニ新潟浦潮斯德間ノ郵便定期船ヲ此ノ六港ニ寄港セシメ併テ釜山元山等ヲ經由セシメ以テ貿易事業ノ擴張ヲ期セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

下田鐵道敷設ノ件

静岡縣賀茂郡中川村平民依田佐二平外八十四名呈出(二通)

右ノ請願ハ伊豆國ハ遠相兩洋ノ海中ニ斗出シテ東京ノ咽喉ニ當リ南端有名

ナル下田港ヲ有シ中央天城山ノ天險ヲ擁シ軍事上形勝ノ地タリ而シテ下田鐵道線路ハ伊豆全國ノ中心ヲ縱貫シ伊豆七島ト内地トヲ連絡セシムルモノニシテ經濟上ノ得失ハ措テ問ハス軍事上最樞要ナル線路ニ屬シ我カ國ノ形勢首府ノ要害ニ於テ一日モ遷延猶豫スヘカラサルヲ以テ第一期線ニ編入セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊三通及送付候也

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

多摩川治水費國庫支辨ノ件

東京府北多摩郡立川村平民中島蘭吉外七百八十九名呈出

右ノ請願ハ多摩川ハ帝都二百萬ノ生靈之ニ依テ生命ヲ維持シ沿岸幾十萬頃ノ田園之ニ賴テ收獲ス其ノ廣袤延長ハ或ハ他ノ國庫支辨ノ諸川ニ劣ルアルモ國家利害ノ繫ル所毫モ優劣アルナキヲ以テ其ノ治水費ヲ國庫ヨリ支辨セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

貴族院議長公爵近衛篤磨

意見書案

電信局設置ノ件

三重縣桑名郡多度村平民西田喜兵衛外二十二名呈出

島根縣飯石郡赤名村平民矢飼憐之助外百八十七名呈出

右ノ請願ハ共ニ電信局ノ設置ヲ望ムモノニシテ第一ハ三重縣桑名郡香取ハ  
縣下北部ノ一都會ニシテ商業最繁盛ナルヲ以テ現在ノ香取郵便局ヲ以テ郵  
便電信併置ノ局ト爲シ南伊勢桑名町ヨリ北美濃高須町ヘ連續線ヲ架設セラ  
レムコトヲ請願シ第二ハ島根縣飯石郡赤名村ハ山間ノ一驛ニシテ戸數僅ニ  
五百ニ充タスト雖モ四方交通ノ要衝ニ當リ通信機關ノ必要ヲ感スル急ナル  
ヲ以テ電信局ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇  
スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

復祿ノ件

山形縣西田川郡鶴岡町士族石原國呈出

右ノ請願ハ請願人ハ義ニ家名再興士族ニ編入セラレタルヲ以テ之ニ伴フヘ  
キ金祿下附ノ恩典ニ浴セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體  
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

登記所増設ノ件

三重縣桑名郡多度村平民西田喜兵衛外二十二名呈出

右ノ請願ハ三重縣桑名郡多度村ハ四日市區裁判所桑名出張所ノ所屬ニシテ  
最遠村落ヨリ該出張所ニ至ルノ距離五里以上ニ達シ登記出願上頗ル困難ナ  
ルヲ以テ本郡北部ニ登記所ヲ増設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ  
ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

明治三十三年二月 日

貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

足尾銅山鑛毒被害ニ關スル件

栃木縣安蘇郡界村村長糸井藤次郎外六百三十二名呈出(五通)

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

足尾銅山鑛毒被害ニ關スル件

栃木縣足利郡吾妻村平民野村治平外十七名呈出

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

明治三十三年二月 日

貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

足尾銅山鑛毒被害ニ關スル件

栃木縣足利郡吾妻村平民野村治平外六百三十二名呈出(五通)

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

足尾銅山鑛毒被害ニ關スル件

栃木縣足利郡吾妻村平民野村治平外六百三十二名呈出(五通)

明治三十三年二月 日 貴族院議長公爵近衛篤磨

小包郵便料復舊ノ件

臺北縣臺北城内府前街士族大庭永成呈出

右ノ請願ハ明治三十二年十二月勅令第四百五十九號ヲ以テ臺灣内、内地臺灣間ニ於ケル小包郵便料引上ノ件ヲ發布セラレタリ抑、臺灣島ハ沿岸ニ適良ナル港灣ナク陸上ニ完全ナル汽車ナク民設運輸會社ノ類モ未タ各地方ニ設備セラレサルヲ以テ一般商工業者ハ一ニ小包郵便ニ依テ卸小賣ノ取引ヲ爲スノ外ナク山間僻地ニ至テハ日用食品ヲモ小包郵便ニ依テ運搬セラルルノ現狀ニシテ特ニ又地方ニ金融機關タル銀行ナキヲ以テ大小ノ取引ニ亦郵便荷爲替ノ便ニ賴ラサル可カラス故ニ將來小包郵便料引上ノ爲商品流動ニ非常ノ減額ヲ來シ又物價ノ騰貴ヲ來シ爲ニ一般ノ購買力ヲ減縮スルコトハ明瞭ナル事實ナリ是レ本島財政ノ獨立ヲ企圖シ商工業ノ發達ヲ期スル所以ニアラス因テ小包郵便料ヲ復舊セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

付候也

郡村編入換ノ件

山形縣北村山郡山口村小座間宇之吉外百五十八名呈出

右ノ請願ハ山形縣北村山郡山口村ハ現屬北村山郡諸町村ト隔離シ却テ東村山郡ニ密接シ農商業等經濟ニ關スル利害ヲ同フシ人情風俗慣習等同郡ニ酷似シ又其ノ歴史ヲ同フスルヲ以テ東村山郡ニ編入セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十條ニ依リ別冊及送付候也

明治三十三年二月 日

貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

意見書案

人造硝石製造補助ノ件

東京府荏原郡南品川町士族小坂正義呈出

右ノ請願ハ硝石ハ火薬ノ原料ニシテ陸海軍ニ於テハ寸時モ観ク可ラサル要品タリ故ニ歐米各國ニ於テハ硝石製造業者ヲ單ニ營利事業者視セス國家必要ノ事業トシテ之ヲ迎ヘ相當ノ補助ヲ支給シテ非常用ノ人造硝石ヲ貯藏スルニ汲々タリ然ルニ硝石製造業タル當初多額ノ固定資本ヲ投下シ五六十年経過シタル後ニ非サレハ細微ノ利ト雖收得スルヲ得サルヲ以テ輸入品ヲ買收スルノ容易ナルニ泥ミ一旦戰爭開始シ其ノ必要ヲ感スル切ナル場合ニ於テ忽チ戰時禁制品トシテ之ヲ輸入ニ待ツ能ハサルニ至ルナ顧ミサルハ豈戒心ニ堪ユ可ケムヤ請願人ハ曩ニ砲兵工廠提理ト内國製硝石買收契約ヲ締結シ七箇年繼續事業トシテ請願人ノ專賣特許ニ係ル製法ニ依リ現ニ府下南品川町ニ工場ヲ設置ヒリ然ルニ資金充實セス當時ニ於ケル陸海軍需用額ノ十分ノ一二供給スル能ハス戰時ヲ想像シテ憂慮措ク能ハス故ニ斯業誘導法トシテ斯業ニ從事スル者ハ總テ陸軍省管督ノ下ニ置キ投下資本ニ對シ一定ノ期間相當ノ利子ヲ國庫ヨリ補給セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治三十三年二月 日

貴族院議長公爵近衛篤磨

意見書案

意見書案

郵便局設置ノ件

鳥取縣日野郡宮内村平民田中儀太郎外十四名呈出

右ノ請願ハ共ニ郵便局ノ設置ヲ望ムモノニシテ第一ハ鳥取縣日野郡宮内村大字矢戸村ハ交通至便ノ樞要地ニ位シ農商工業日ニ月ニ發達進歩スルニ拘ラス交通機關ノ不備最甚シキヲ以テ現在ノ霞郵便局ヲ矢戸村ニ移シ其ノ集配區ヲ改正セラレムコトヲ請願シ第二ハ兵庫縣下香住郵便局ヨリ村岡郵便局ニ至ル其ノ道路殆ト七里ニシテ中間郵便局ノ設ケナク不便甚シキヲ以テ適當ノ場所ニ郵便局ヲ増設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊二通及送付候也

明治三十三年二月 日

貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○子爵谷干城君 此十七ノ所ニ於テチヨット一言述ベタイト存ジマスカラ、ドウツ是ハ別ニ願ヒタイ  
○議長（公爵近衛篤磨君） 宜シウゴザイマス、然ラバ第八ヨリ第十六マデノ  
請願ハ御異議ガナクバ原案ニ決シマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
〔子爵谷干城君演壇ニ登ル〕

廣島縣豐田郡東野村平民高櫻啓太郎外五十六名呈出

右ノ請願ハ志摩國志摩郡所屬大島小島附近ハ暗礁散在シ淺瀕其ノ間ニ介入シ危險云フヘカラス而カモ其ノ附近一ノ燈臺ナキヲ以テ破船座礁ノ難ニ遭フ船舶枚舉ニ違アラス國運ノ隆盛ヲ期シ航海業ノ發達ヲ希フノ時ニ際シ穴シク其ノ船舶ヲ破リ其ノ海員ヲ喪フ如キハ國家ノ爲ニ憂慮ニ堪エサル所ナリ故ニ速ニ燈臺ヲ設置シ航海者ノ安全便益ヲ計ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治三十三年二月 日

貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

○子爵谷干城君 誠ニ御氣ノ毒ニアリマスガ、暫時御聽チ願ヒタイ、長イコトハ申シマセヌ、此足尾銅山ノ請願ハ御承知ノ通り幾度トナク出テ又始終是ハ諸君ノ御同情ヲ表セラレテカラニ通過シテ政府ヘ送達ニナツテ居ル案デゴザイマスル、所ガ年々歳々是ガ出、年々歳々通過スルニモ拘ラズ政府ニハ一向其處分ガ附カナイ、ソレガ爲ニハ御承知ノ通り先日モ大勢押掛ケテカラニ嘆願ニ出ルト云フヤウナコトニナリマシタ、其結局トシテカラニ或ハ巡査ト衝突シ憲兵ト衝突シテカラニ打タレタリ敵カレタリスルトカ云フヤウナコトハ新聞其他デ御承知ノコト考ヘマスル、デ何分是ハドノ點ニ致シテモ、ドウトカ是ハ政府ガ處分ヲ附ケテ御ヤリナサレヌト到底是ハ治リガ附カナイコトハモウ明ナコトデアリマス、デ最初ニハ段々世話ヲシテヤリ居ッタ人モアリマスケレドモ、今日ニナッテハ、モウトント次第ニ世話ヲスル者モ少クナリマシテ實ニ訴フルニ所ノナイト云フ有様ニナツテ居リマス、此鑿毒ノ人ナ害スルト云フコトハモウ鑿業者タル人モ十分認メテ居ル、現ニ豫州ノ別子ノ銅山杯ハ住友氏ノ所有デアルサウデアリマスガ、是モ色々議論ガアッテ人民ガ喧マシク申シマシタガ、其結果ハ流石ニ住友氏ハ德義ヲ重ンズル人デアリマスカラシテハ、即チ之ヲ年限ヲ切ッテカラニ島ヘ移シマシテ、現ニ其島デ事業ヲヤッテ居ル所ヲ遠方ヨリ目撃シタノテアリマス、マダ全體ヲ引移シタデハアリスマイケレドモ、何シロ別子デ銅ヲ吹カナクシテ鑿物ヲ海岸ヘ持出シテカラニ分析スルト云フコトニナツテ居ルノハ明ナ事實デアル、斯ノ如ク人命ヲ重ノ如キ處分ヲシテ居ル、所ガ此足尾ノ方ニ於キマシテハ其鑿業者ト云フ者ガ夥シイ人民ノ田地ヲ荒シ次第ニ人命ニ關スルト云フ事柄ヲ馬耳東風ニ聞流シテ少シモソレニ頓著シナイ、又政府ニ於テモデス、農商務大臣モ行カレタコトモアリマスケレドモ、始終其儘デ僅ニ地租ヲ免ジタト云フノミノ話デアル、地租ヲ免ジタ所ガ田地が生還<sup>ツ</sup>テ舊ノ通リニナルトカ又ハ人命ニ關スルト云フヤウナコトハ防ぐコトガ出來ナイ、現ニ此鑿毒ノ爲ニ植物杯ノ萎縮シテ十分ニ發達シナイコトハ小石川ノ植物園ヘ往<sup>ツ</sup>テ御覽ニナツラバ鑿毒ノ分量ニ依<sup>ツ</sup>テ次第ニ差ノアルト云フコトハ明ナノデ、植物ニ害ナスレバ即チ人ニモ害ナシ與フルニ違ナイ、之ニ附イテハ段々統計ヲ持ヘテカラニ人ガ段々死スルト云フコトモ申出テ居ル、是モ果シテ其通リデアルヤ否ヤト云フコトハ勿論是ハ政府タルモノノ責任トシテカラニ吟味ヲセネバナラヌコトデアル、所ガ今日モ矢張リ等閑ニナツテ居ルコトデアリマス、今日ソレヲ其儘ニ捨テテ

置ケバ又引續イテ人民ガ愈々喧マシクナル譯デアル、ソレ故ニドウトカ之ヲ處分ヲ附ケネバナラムト云フコトハ是ハ政府ノ人モサウ考ヘテ居ルデアラウト思ヒマス、私モ此處デ申スハ如何ハシイケレドモ此事ニ附イテハ總理大臣ヘモ參リマシテ懇々ト實ハ御頼シタノデ、ソレデ兎モ一角モ一ツ公平ナル委員ヲ設ケテ、ソレハ貴衆兩院カラデ宜カラウト思ヒマスガ、公平ナル委員ヲ設ケテ、ソレヘ學者……總テ此役人バカリデスルコトハ今日ドウシテモ信用ガ置カレナイカラシテ他ノ者ヲ以テ組織シテ、サウシテ之ヲドウスルカト云フコトヲ決シテ貰ヒタイト考ヘルノデ、ソレ等ノコトモ實ハ内々請求シテ居リマスル、サウ云フ譯デアリマスカラドウゾ是等ノコトヲ能ク御憐憫ナ下サレマシテ、他日其會デモ組織セラルルヤウニナリマシタナラバ十分ニ御贊成ナタルト云フコトハモウ鑿業者タル人モ十分認メテ居ル、現ニ豫州ノ別子ノ銅山得イト考ヘマスル、今申ス私が必要ナ所ハ足尾ノ方ハ依然トシテチットモ政府ハ構ハヌ工業者モ構ハヌ、然ルニ住友ノ方ハ十分ニソレヲ認メテカラニ外へ移シテ居ルト云フ證據ガ一つアル、ドウゾ皆サン是ハ其事情ヲ能ク御含ノ上、早速通過ナスルヤウニ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 此請願ヲ採擇スペシトスルニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 第十八ヨリ第二十一マデ……

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ總テ採擇スルコトニ決シマス、ソレデハ是ニモアリマスケレドモ、始終其儘デ僅ニ地租ヲ免ジタト云フノミノ話デアル、デ散會ヲ致シマス

午後七時五十二分散會